

第4次 守口市男女共同参画推進計画

～ 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち ～



2026(令和8)年2月
守口市

はじめに

すべての人の人権が尊重され、誰もが能力と個性を發揮して自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現は、真に豊かで活力ある社会であるといえます。少子高齢化の進む日本では、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず対等に参画機会を確保するとともに、家庭、職場、学校、地域生活において、ともに支え合い、あらゆる場面で誰もがいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。



本市では、「一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」「安全に安心して暮らせるまち」をまちづくりの目標に掲げて、ライフスタイルや価値観の多様化するなかで、女性、若者、高齢者、障がい者、外国人等多様な人々が社会で活躍しやすい環境を整えていくことをめざしています。そのためには、性別にもとづく固定的な役割意識や無意識の思い込みにとらわれずに、どのような場面でも、人としての尊厳が大切にされる必要があります。

男女共同参画社会の実現には、行政の取組だけでなく、市民の皆様、地域、団体、事業者の皆様一人ひとりの理解と行動が不可欠です。このたび策定しました「第4次守口市男女共同参画推進計画」にもとづき、人権尊重を基本として、誰もが自分らしい生き方を選択し、自分らしく活躍できるまちづくりをともに進めてまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました関係者の皆様をはじめ、アンケートや意見募集等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2026（令和8）年2月

守口市長 瀬野 憲一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本的な性格	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定の背景	3
第2章 男女共同参画を取り巻く状況	6
1. 男女共同参画にかかわる社会の変化	6
2. 男女共同参画にかかわる本市の状況	12
3. 第3次計画における取組と評価	19
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 計画がめざす姿	24
3. 重点目標	25
4. 施策の体系	26
第4章 施策の内容	27
基本目標1. あらゆる分野における男女共同参画の推進	27
基本目標2. ジェンダー平等意識の定着	37
基本目標3. すべての人が安全で安心して暮らせる地域づくり	44
第5章 計画の効果的な推進に向けて	51
1. 守口市男女共同参画推進条例にもとづく施策の推進	51
2. 庁内体制	51
3. 市民、事業所、民間支援団体等との協働と連携	51
4. 国・府等関係機関との連携	52
5. 計画の進行管理	52
資料編	54

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法¹」では、男女共同参画社会²を実現するための基本理念を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、国と地方公共団体には、基本理念を実現するための、男女共同参画社会を形成する施策を策定・実施する責務があると明記されています。

そのため、国は、同法にもとづく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。また、市町村に対しては、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案した市町村男女共同参画計画を策定することを規定しています。

男女共同参画にかかわる個別法として制定されている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法という。2001（平成13）年施行）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という。2015（平成27）年施行）、さらに2024（令和6）年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法という）においても市町村計画の策定が努力義務とされています。

本市においては、2006（平成18）年に「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、その後「改定守口市男女共同参画推進計画」（2011（平成23）年策定）、「第3次守口市男女共同参画推進計画」（2016（平成28）年策定）、「第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）」（2021（令和3）年改）と計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の取組を進めてきました。2009（平成21）年には「守口市男女共同参画推進条例」（2022（令和4）年改正）を施行し、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにしています。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、社会経済情勢の変化及び国の法改正に対応するために、「第4次守口市男女共同参画推進計画」を策定しました。

¹ 男女共同参画社会基本法：平成11（1999）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定しています。

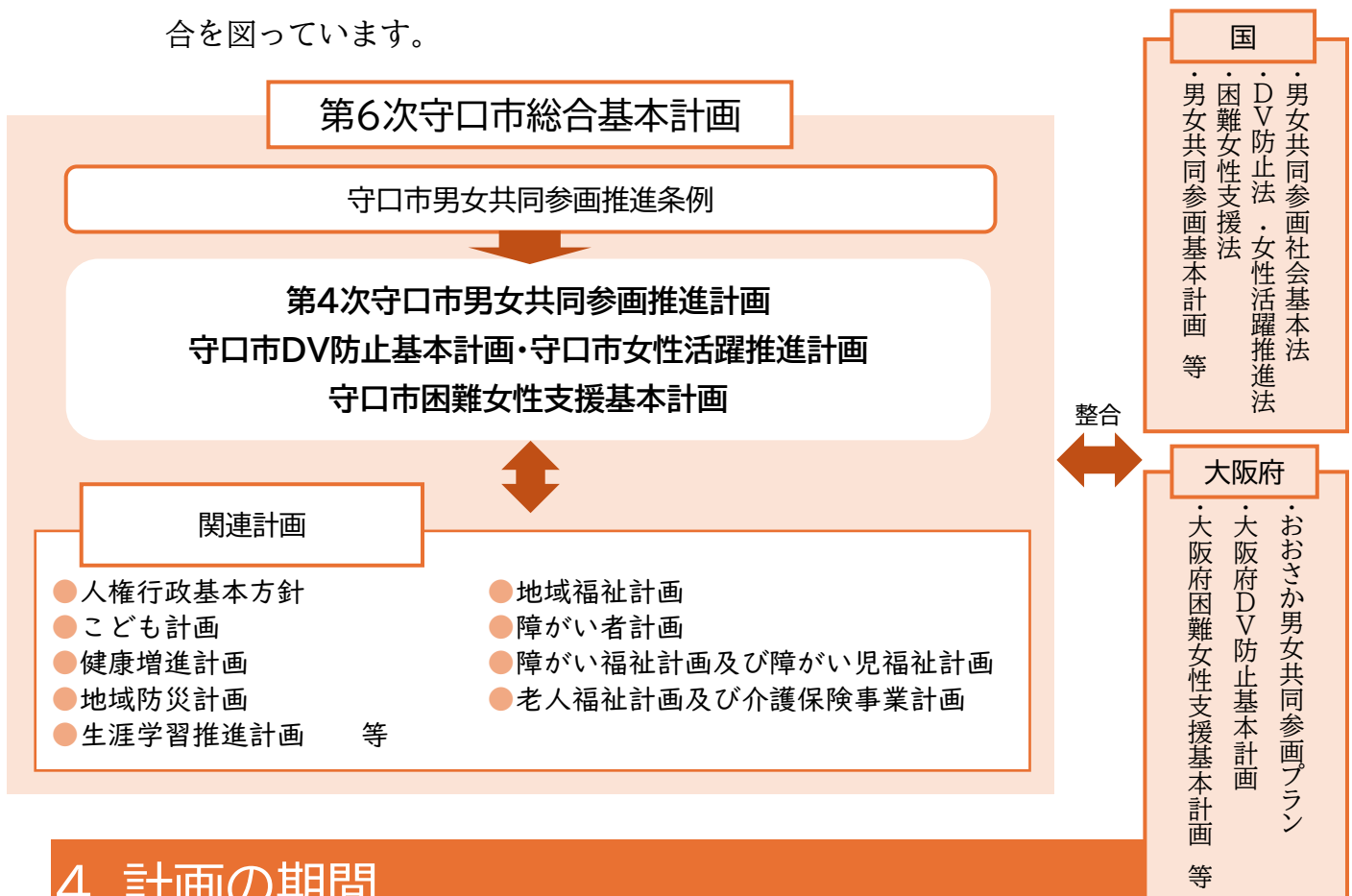
² 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会と定義されています。

2. 計画の基本的な性格

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざす総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。また、本市が主体的に実施する事業を中心としつつ、より一層実効的な計画となるよう、国や府、その他関係機関との連携や市民・事業所の参画・協働により推進する施策も含んでいます。

3. 計画の位置づけ

- 本計画は、「守口市男女共同参画推進条例」第10条にもとづくものであり、「男女共同参画社会基本法」にもとづく市町村男女共同参画計画として、国の「男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえて策定します。
- 「DV防止法」にもとづく市町村基本計画、「女性活躍推進法」にもとづく市町村推進計画、「困難女性支援法」にもとづく市町村基本計画を包含しています。
- 「第6次守口市総合基本計画」にもとづく部門別計画であり、他の関連計画との整合を図っています。



4. 計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

5. 計画策定の背景

(1) 世界の動向

国連を中心に進められてきたジェンダー平等³の取組の第一にあげられるのは「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約・1979(昭和54)年採択)ですが、同条約は、男女の完全な平等の達成を目的として、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別撤廃のための措置をとることを求めています。

1993(平成5)年の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会では「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

1995(平成7)年に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において採択された「北京宣言・行動綱領」は、現在に至るまで世界におけるジェンダー平等の国際規準として、5年ごとに取組状況についてのフォローアップが行われています。

2015(平成27)年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs(持続可能な開発目標)においては、「ジェンダー平等の実現」は、17の目標の一つであると同時に、すべての目標を達成するための基盤であると認識されています。

また、国連以外では、G7サミットにおける首脳宣言ではジェンダー平等に対する各国の関与を再認識し、様々な分野のジェンダー格差の縮小について言及されています。OECD(経済協力開発機構)では、各国政府がジェンダーに配慮した枠組みづくりを行うことを目的に、OECDジェンダー主流化作業部会を毎年開催しています。APEC(アジア太平洋経済協力)では、APEC域内の経済発展のためには女性の活躍が必要であるとの認識のもと、女性と経済フォーラムが毎年開催されています。

このように、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会においてますます重視されるようになっていきます。



³ ジェンダー平等:一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

(2)日本の動き

日本では、1980（昭和55）年に「女性差別撤廃条約」に署名後、同条約の批准に向けた国内法等の整備⁴を進め、1985（昭和60）年に同条約を批准しました。

1999（平成11）年に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた関連政策の体系化が図られることとなりました。同法は、その基本的理念と基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。

2001（平成13）年には、配偶者（事実婚を含む）からの暴力の防止と被害者保護を目的として「DV防止法」が制定され、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、複数回の改正が行われ、直近の改正（2023（令和5）年成立）では、保護命令の拡充と違反に対する厳罰化による被害者保護の充実が図られています。

2015（平成27）年には、働く場面での女性の活躍を推進するために「女性活躍推進法」が成立しました。10年間の時限立法として成立した同法ですが、2025（令和7）年に期限を10年間延長するほか、事業主に対する男女間賃金差異や管理職比率の公表義務付けの強化、女性の健康課題にかかる取組やハラスメント防止対策の規定が追加されるなどの改正が行われました。

2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画推進法」（候補者男女均等法）、「働き方改革関連法」が成立しました。2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）、2024（令和6）年に「困難女性支援法」がそれぞれ施行されています。

国の「第6次男女共同参画基本計画」においては、基本的な視点として、①意思決定過程への女性の参画を一層加速するための人材登用・育成を強化、②全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組、③地域における男女共同参画の推進、④科学技術の発展に男女が共に寄与、⑤ジェンダーにもとづく暴力を容認しない社会の形成と被害者の尊厳を回復するための支援、⑥困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援、⑦男女共同参画の視点による防災・復興対策を徹底、⑧あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保があげられています。

⁴ 国内法等の整備：「国籍法」の改正（父系優先主義から父母両系主義への改正）（昭和59年）、「男女雇用機会均等法」の制定（昭和60年）、「労働基準法」の改正（昭和60年）、家庭科男女共修等が行われました。

(3)大阪府の動き

大阪府では、「男女共同参画社会基本法」にもとづく計画として、2001（平成13）年に「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。「おおさか男女共同参画プラン」は、2006（平成18）年に一部改訂され、その後「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」の策定以降は、5年ごとに策定され、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」には、「女性活躍推進法」における、大阪府における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画も包含されています。

2002（平成14）年には、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として「大阪府男女共同参画推進条例」が施行され、同年に大阪府男女共同参画施策苦情処理制度が開始されました。また、2003（平成15）年には、「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度が創設され、2018（平成30）年度からは「男女いきいきプラス事業者認証制度」「男女いきいき表彰制度」を開始して、「登録」「認証」「表彰」のステップで、企業や団体における女性活躍の取組を促進しています。

2005（平成17）年には、「DV防止法」にもとづく「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、その後改定を重ねて、2022（令和4）年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」が策定されています。

また、2019（令和元）年には、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めて、性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができるとする社会の実現をめざして「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。2021（令和3）年には、「大阪府人権施策推進基本方針」が変更され、性的マイノリティの人権問題を新たに取り組むべき主要課題へと位置づけられました。2020（令和2）年からは、性的マイノリティがお互いに人生のパートナーであることを宣誓した事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が導入されています。

2024（令和6）年3月には、「困難女性支援法」の施行に対応して「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。

「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」においては、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」が横断的視点とされています。

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

1. 男女共同参画にかかわる社会の変化

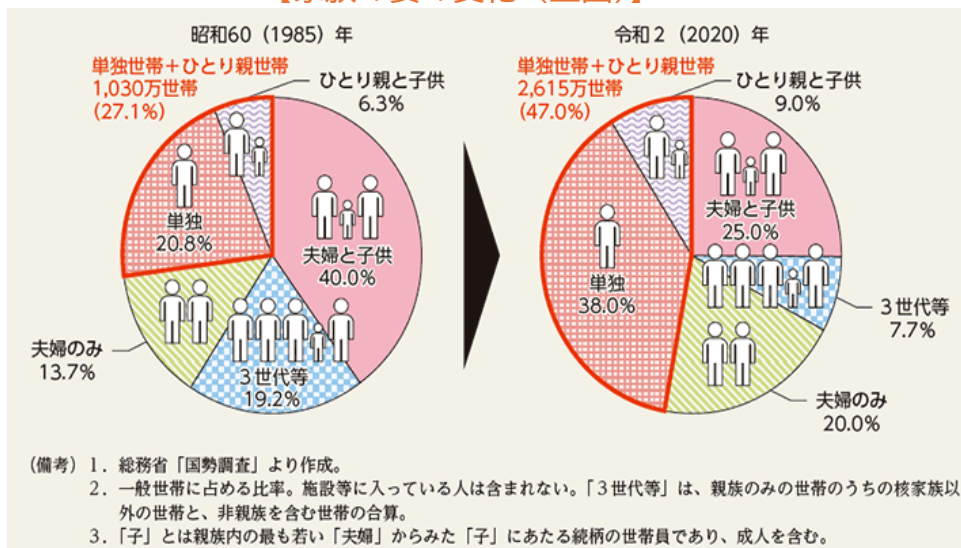
(1) 家族の変化

少子高齢化や結婚観の変化等を背景に、世帯構成に大きな変化が見られています。1985（昭和60）年に全世帯の4割を占めていた「夫婦と子供」の世帯は、2020（令和2）年時点では全体の25%と減少する一方で、単独世帯が約4割を占めています。

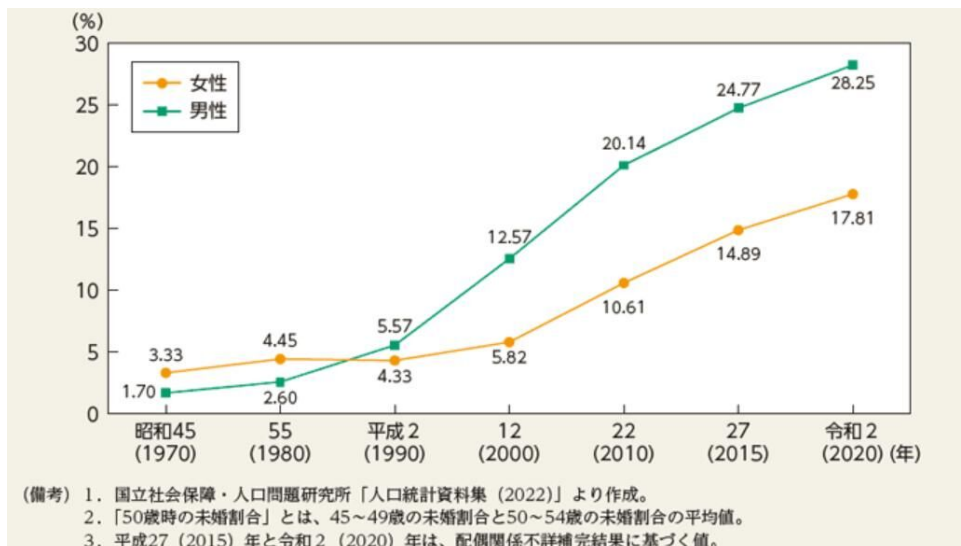
また、男女とも未婚・非婚割合が上昇して、50歳時の未婚・非婚率は男性28.3%、女性17.8%（2020（令和2）年）となっています。

こうした変化に対応した法整備が求められており、育児や介護の支援体制のほか税制、社会保障制度等にわたる検討が進められています。

【家族の姿の変化（全国）】



【50歳時の未婚率（全国）】

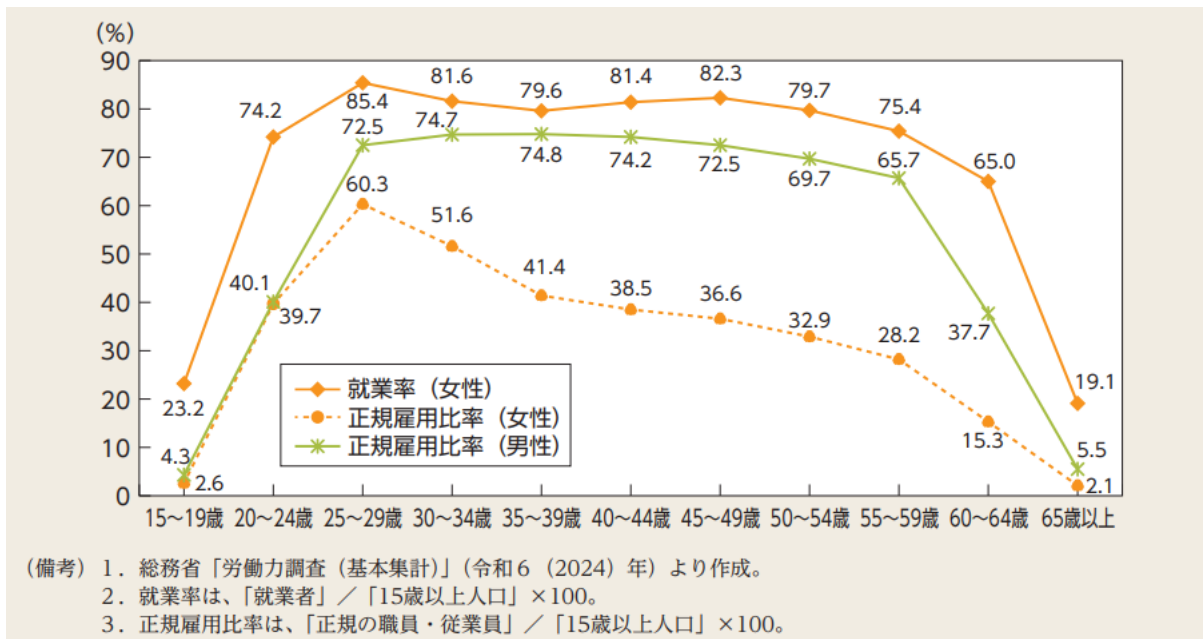


資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」「男女共同参画白書 令和4年版」より転載

(2)女性と仕事

近年、女性の就業率は大きく上昇して、年齢階級別就業率のグラフをみると20歳代後半から50歳代まで8割前後で推移しています。しかし、正規雇用比率をみると20歳代後半をピークに低下し、30歳代以降は非正規雇用が中心となる状況（L字カーブ）となり、男性の正規雇用率とは大きな差が見られます。結婚や出産を機に女性が非正規で働くようになる背景として、長時間労働を中心とした労働慣行、家事・育児負担の女性への偏り、固定的な役割分担意識等の影響があると考えられます。共働き、専業主婦世帯にかかわらず、夫の家事関連時間は極めて短いという実態があります。

【女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率（2024（令和6）年）（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」より転載

【妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）】

夫婦と子供の世帯	妻	時間			
		睡眠・食事等	仕事・通勤等	家事・育児・介護等	自由時間（3次活動時間）
共働き世帯	妻	10時間28分	4時間49分	4時間18分	4時間25分
	夫	10時間28分	7時間45分	53分	4時間55分
夫が有業で妻が無業の世帯	妻	10時間48分	5分	6時間39分	6時間29分
	夫	10時間40分	7時間02分	54分	5時間24分

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

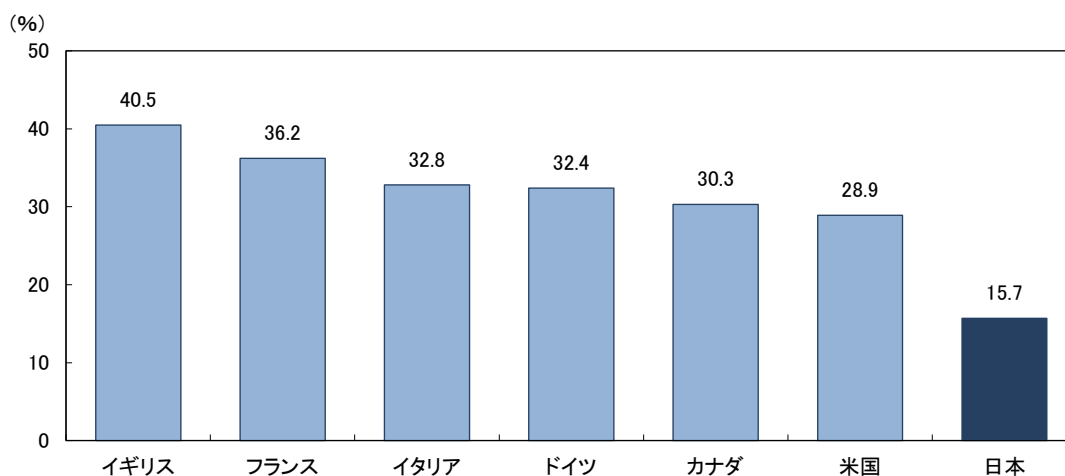
(3)ジェンダー・ギャップの状況

ジェンダー格差を示す指標のうち、世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野のデータから算出するジェンダー・ギャップ指数⁵では、日本は教育と健康分野は高いのに対し、経済と政治分野が極めて低いために118位／148か国（2025年6月12日発表）という状況です。

国連開発計画が算出しているジェンダー不平等指数⁶は、女性と男性の間の不平等による潜在的な人間開発の損失を映し出す指標で、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場のデータから算出されます。日本のジェンダー不平等指数の順位は、22位／172か国（2025年5月6日発表）となっています。

2つの指数で順位の差が大きいのは、意思決定における女性参画の項目の違いが影響しています。国では、「第6次男女共同参画基本計画」において取り組むべき事項の第1番目に「指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する」ことを掲げています。

【国会議員に占める女性割合国際比較(G7各国)】



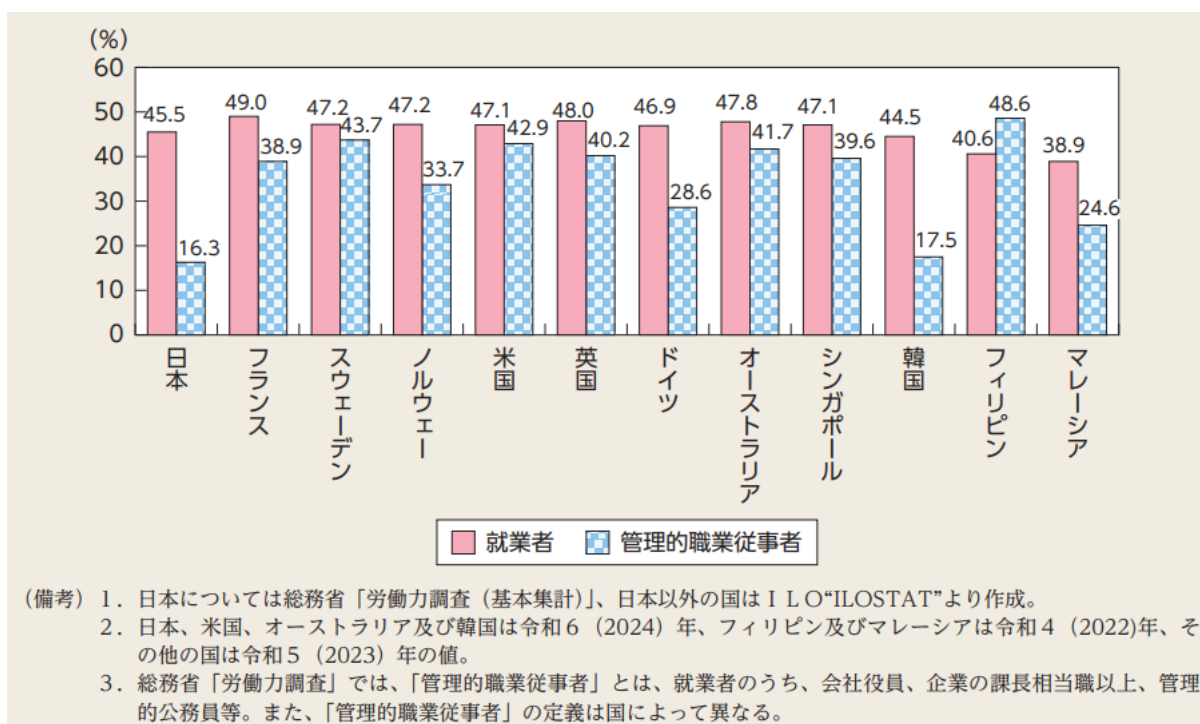
注) 数字は下院（日本は衆議院）議員に占める女性の割合

資料：列国議会同盟各国議会における女性議員数の月間ランキング(2025年12月)

⁵ ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数の各分野の項目は、経済（労働参加率、同一労働の賃金、推定勤労所得、管理的職業従事者、専門・技術者）、教育（識字率、初等教育就学率、中等教育就学率、高等教育就学率）、健康（出生児性比、健康寿命）、政治（国会議員、閣僚、行政府の長の在任年数）。

⁶ ジェンダー不平等指数：国連開発計画によるジェンダー不平等指数の各分野の項目は、リプロダクティブ・ヘルス（妊産婦死亡率、若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数）、エンパワーメント（国会議員、中等教育以上の就学率）、労働市場（労働力率）。

【諸外国における就業者及び管理的職業従事者職に占める女性割合】

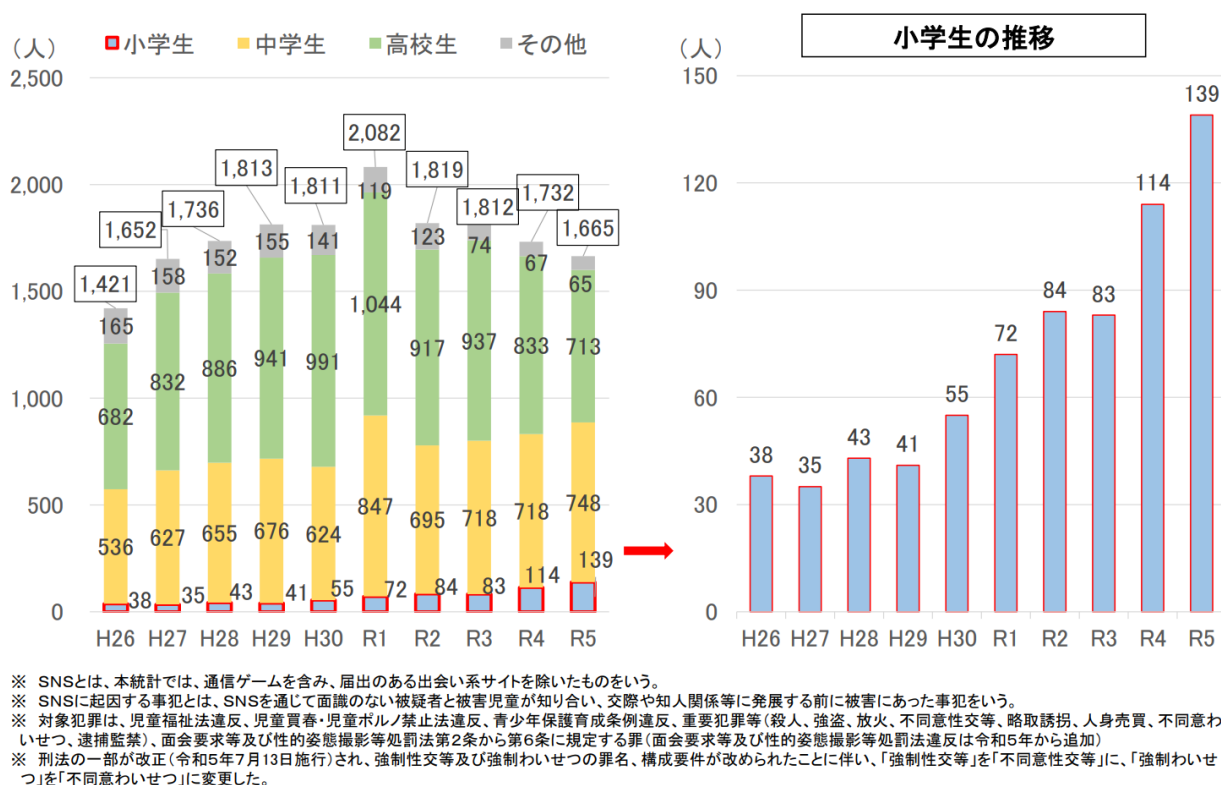


資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」

(4)ジェンダーにもとづく暴力

配偶者等からの暴力（DV）やデートDV⁷、ストーカー行為、性犯罪、性暴力は男性が被害に遭うこともありますが、被害者の圧倒的多数は女性です。SNSやマッチングアプリなどの普及を背景に、近年、急速に被害が拡大しているのが、リベンジポルノ（私事性的画像被害）⁸や盗撮被害、ディープフェイクポルノ⁹などのデジタル性暴力です。一旦ネット上に公開された画像は、完全に削除するのは難しく、被害者にPTSD、不安障害、自己肯定感の低下、就業・進学への影響など深刻な心理的・社会的影響を与えます。また、性的な画像を取得した相手から、さらに送るよう脅されたり、金銭を要求されたりするセクストーション（性的脅迫）の被害が低年齢層に広がっています。SNSに起因する事犯の被害児童数は高止まりしており、小学生の被害が急増しています。

【SNSに起因する事犯の学職別被害児童数の推移】



資料：警察庁「子供の性被害」

⁷ デートDV: 恋人間の暴力のことをいいます。

⁸ リベンジポルノ(私事性的画像被害): 元配偶者や元交際相手などが、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

⁹ ディープフェイクポルノ: AI技術を使って特定の人物の顔を別の動画や画像に合成して、性的におとしめる被害のことを指します。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数の推移（被害者の状況・全国）】

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

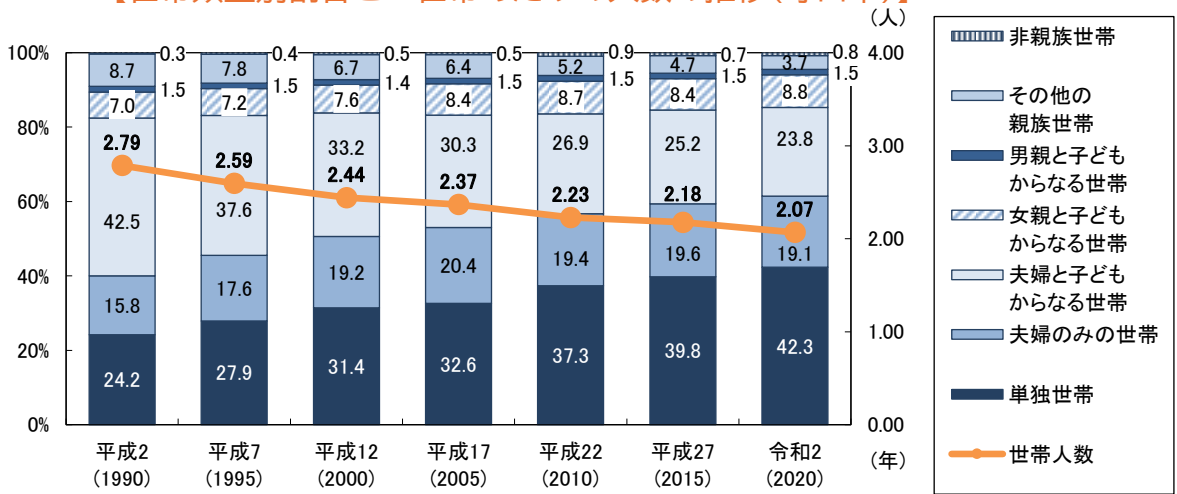
資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

2. 男女共同参画にかかわる本市の状況

(1) 世帯構造の変化

国勢調査(2020(令和2)年)における本市の高齢化率は29.5%で、全国平均の28.6%、大阪府平均の27.6%に比べてやや高く、逆に15歳未満人口割合は国、府に比べてわずかに低い状況です。世帯構成の動向は、全国や大阪府と同様に夫婦と子どもからなる世帯の割合が大幅に減少する一方で単独世帯の割合が増加しています。ただし、高齢者の単独世帯も年々増加しており、そのうち3分の2を女性が占めています。

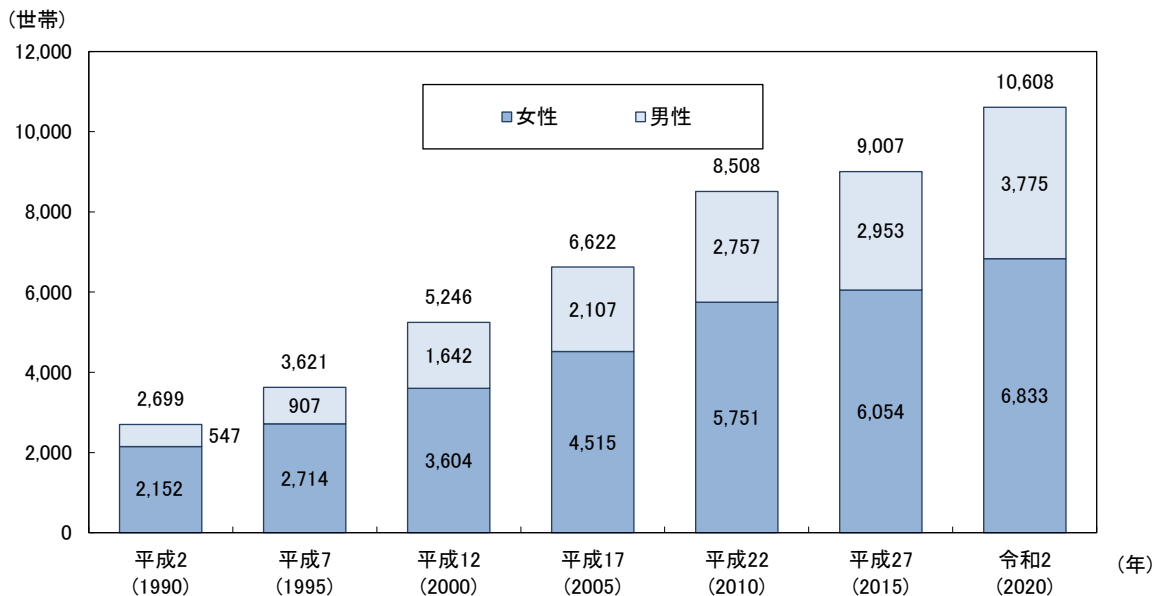
【世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(守口市)】



注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

資料：総務省「国勢調査」

【性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移(守口市)】



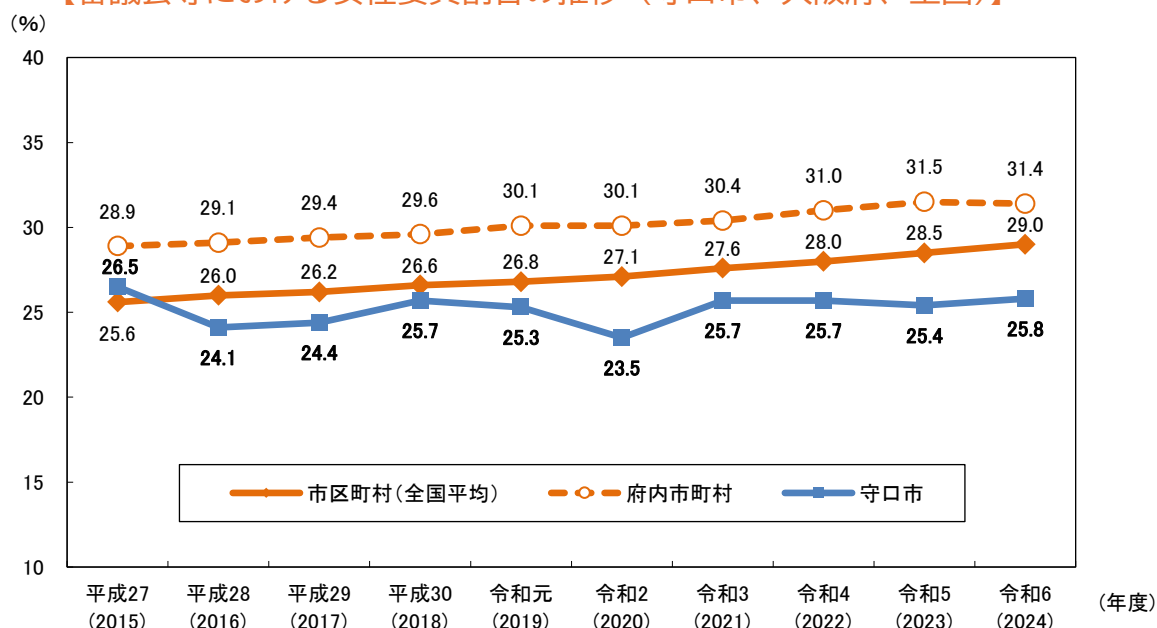
資料：総務省「国勢調査」

(2)方針決定過程への女性の参画

本市の審議会委員における女性割合は、20%台半ばで推移しており、全国平均や府内市町村の平均と比べて低くなっています。第3次計画で掲げた目標40%以上60%未満は達成できていません。

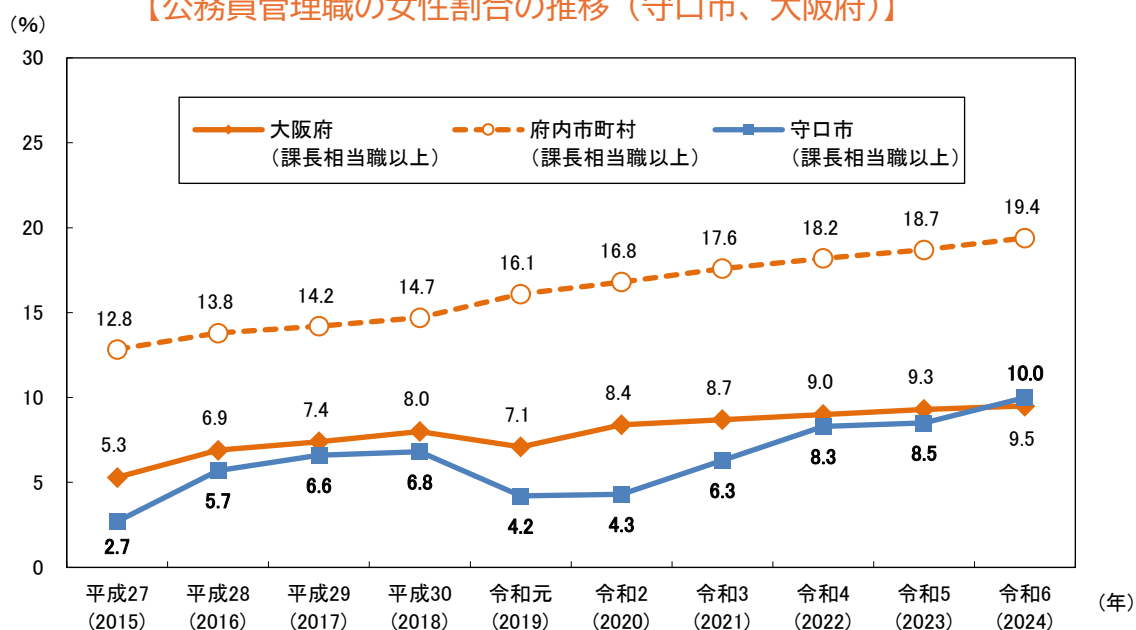
職員における管理職の女性割合をみると10%以下で推移しており、府内市町村平均と比べて低い状況です。

【審議会等における女性委員割合の推移（守口市、大阪府、全国）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【公務員管理職の女性割合の推移（守口市、大阪府）】

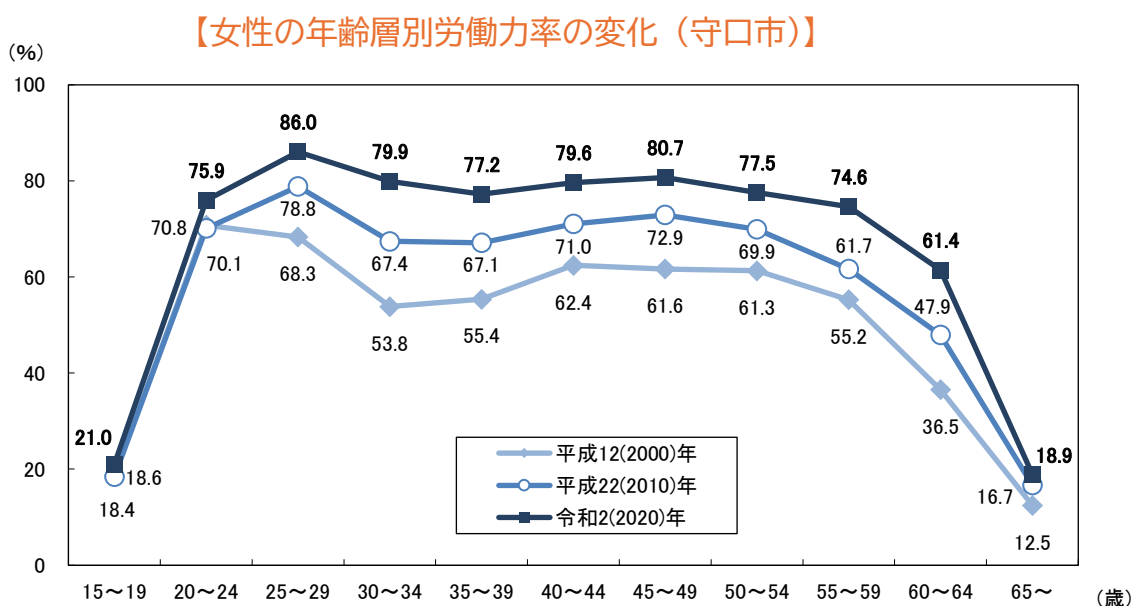


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 女性の就労状況

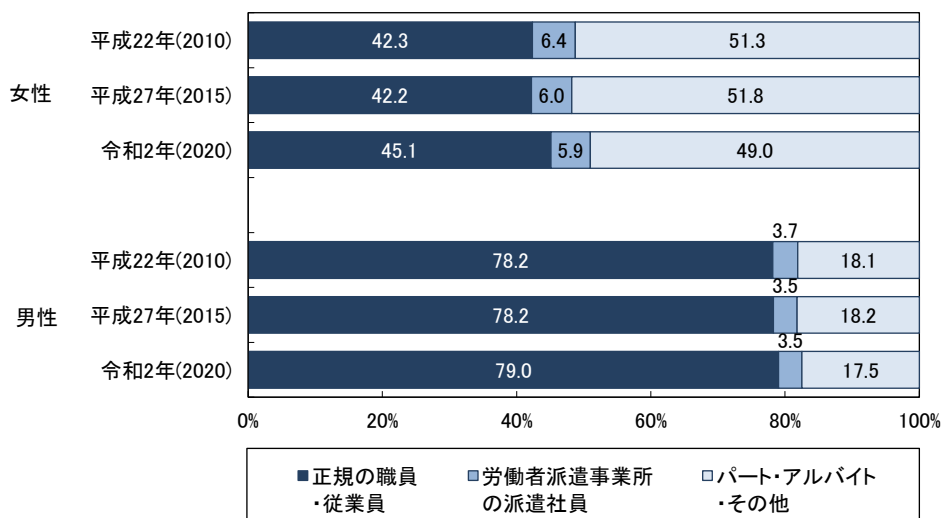
全国の傾向と同様に本市においても共働き世帯は年々増加しています。また、女性の年齢層別労働力率をみても、この20年間で、すべての年代で労働力率が上昇しており、なかでも30歳代前半は大幅に上昇し、いわゆるM字カーブは解消に向かっています。

ただし、雇用形態別構成割合をみると、女性は男性に比べるとパート・アルバイトが多い状況がほとんど変化していません。



資料：総務省「国勢調査」

【雇用形態別構成割合の推移（性別・守口市）】



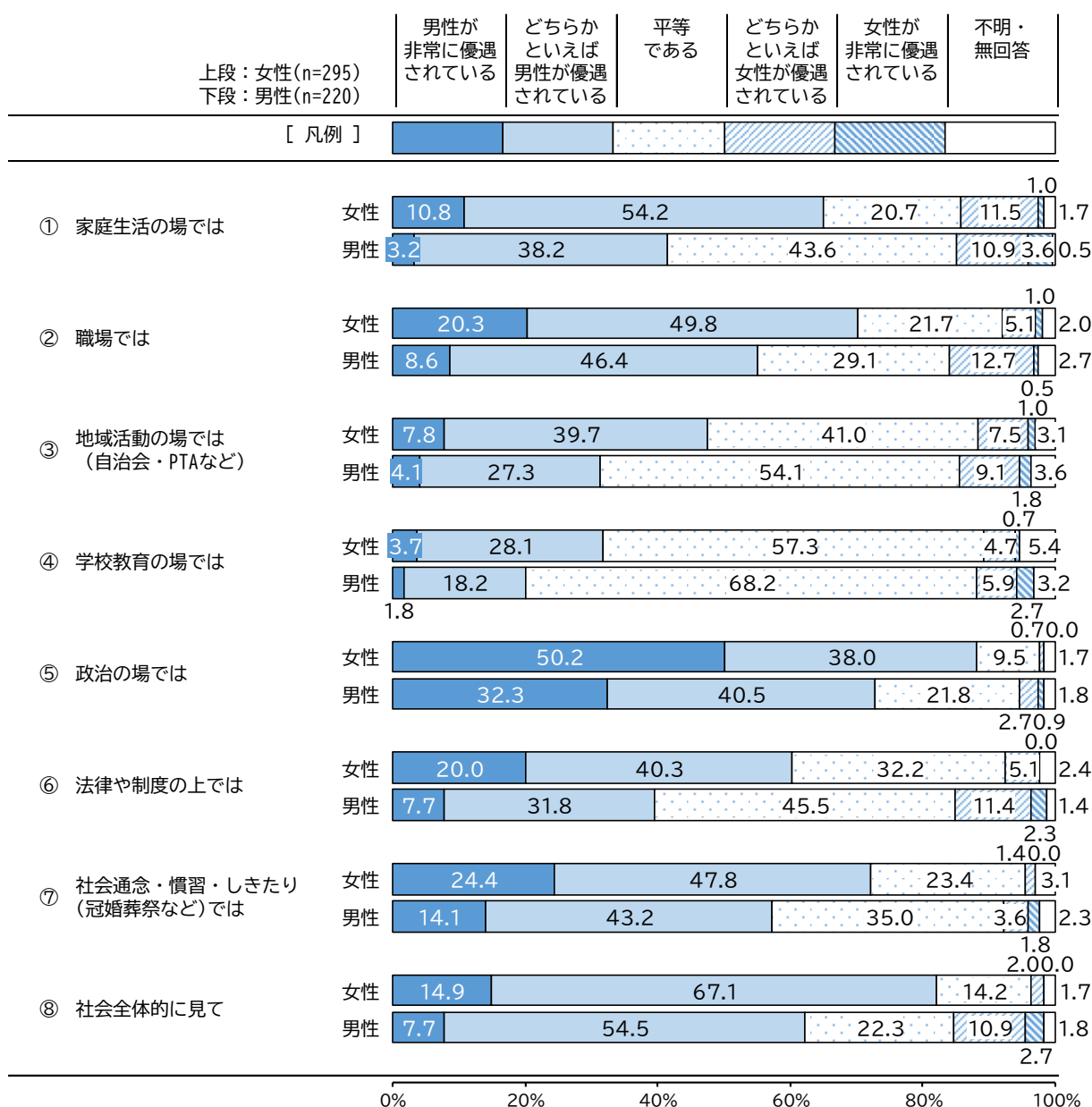
資料：総務省「国勢調査」

(4) 市民意識調査からみる意識と実態

① 社会における男女の地位の平等感

2024（令和6）年度に実施した「市民意識調査」の結果から社会の各分野における男女の地位の平等感をみると、男女とも「平等である」が半数を超えているのは学校教育の場のみとなっています。『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合は、特に政治の場で高く、女性は9割近く、男性は7割以上となっています。社会全体的に見ても、男性優遇感は高くなっています。性別の違いをみると、いずれの分野も女性の方が男性に比べて、男性優遇感が強く、男女で意識差がみられます。

【男女の地位の平等感（守口市）】



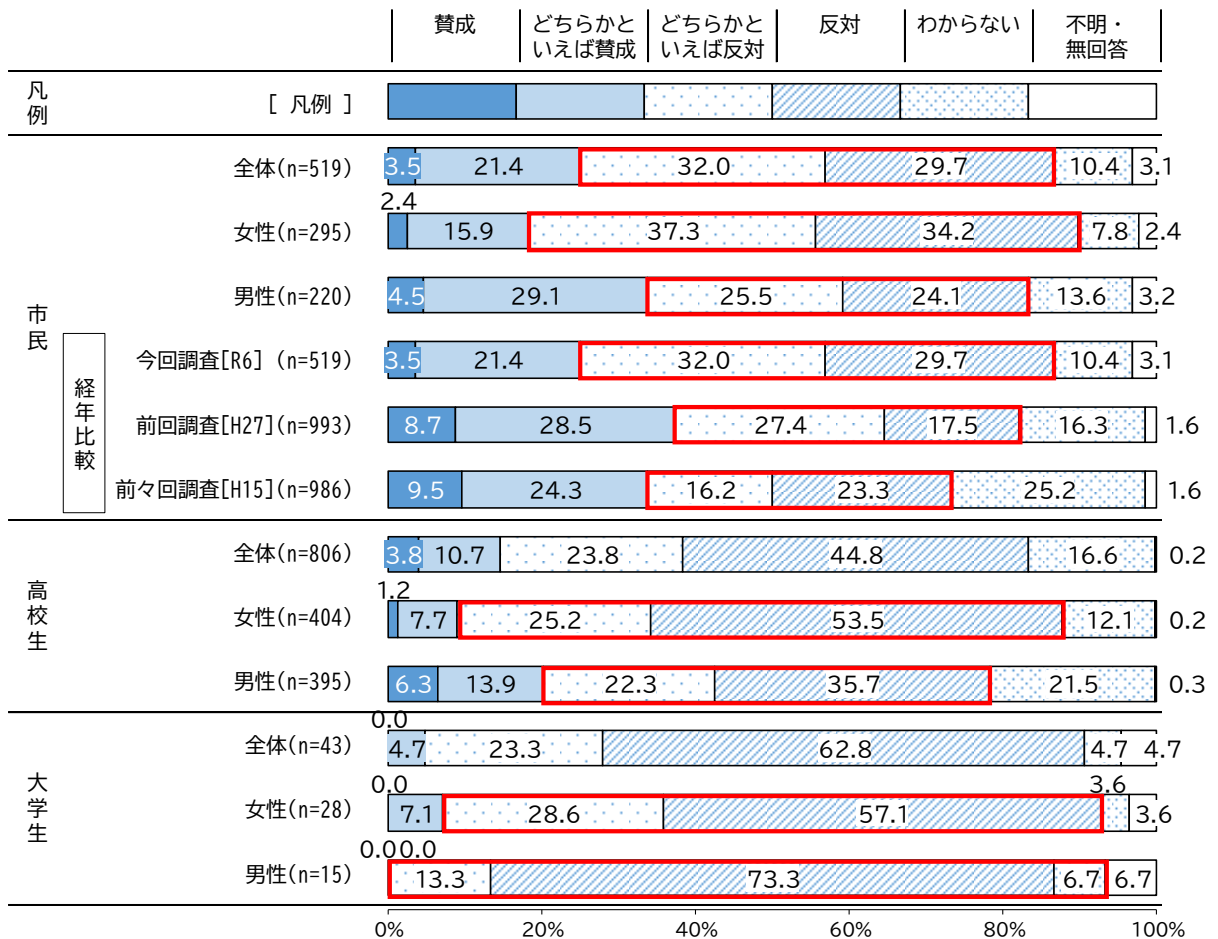
②性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担に『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）の割合は約6割を占めています。男性に比べて、女性の方が『反対』が約20ポイント高く、男女の意識差が大きくなっています。

前回、前々回調査と比べると『反対』は、調査ごとに増加しており、性別役割分担に対する意識の変化がみられます。

また、高校生・大学生の若い世代では、より『反対』の回答割合が高く、若い世代ほど性別役割分担意識は薄れています。

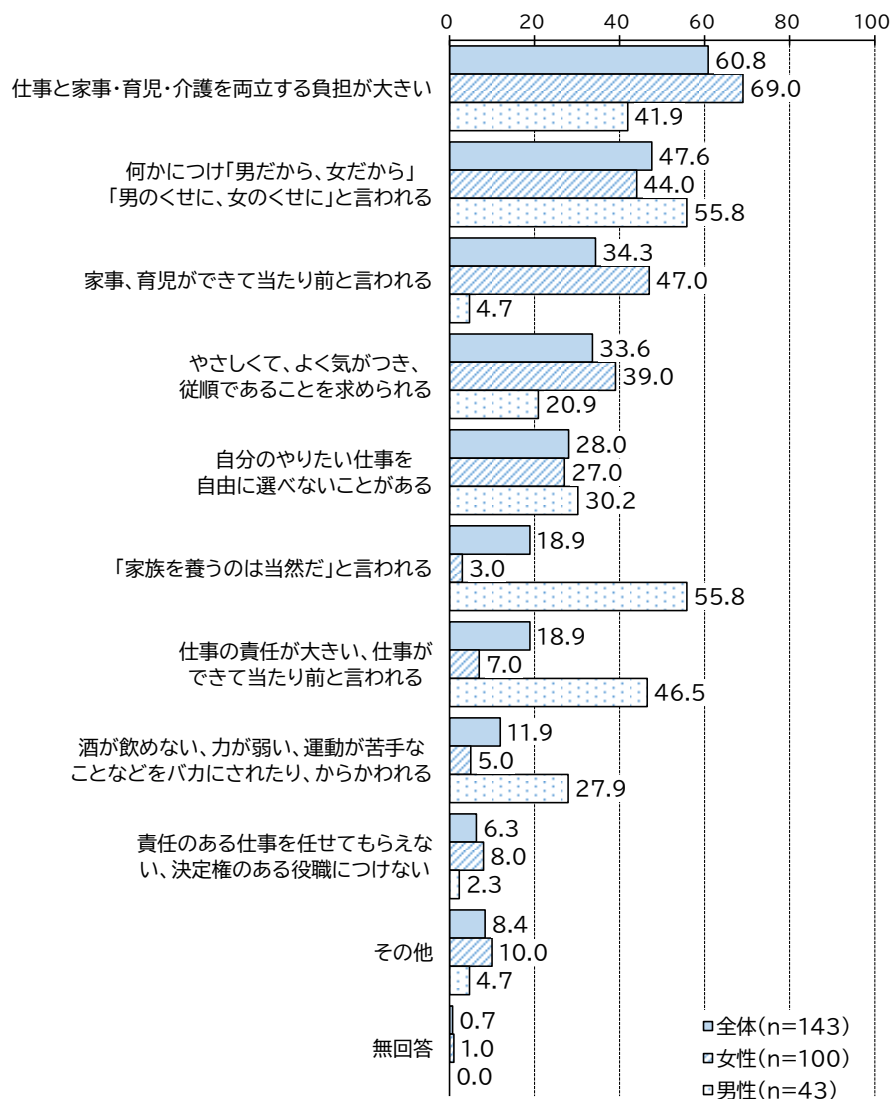
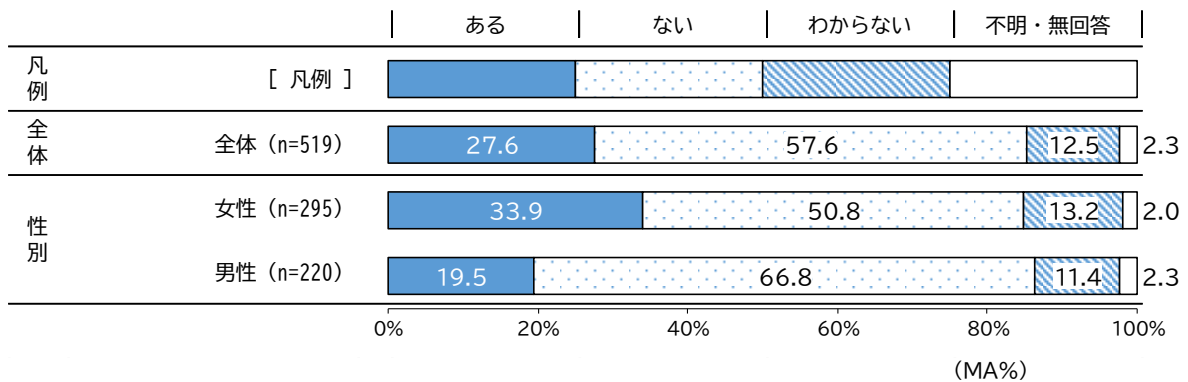
【「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方（守口市）】



③性別による負担感や生きづらさ

性別によって負担感や生きづらさを感じたことがあると回答した人が、女性で3割強、男性で2割となっており、その内容では仕事と家事・育児等との両立の負担や性別にもとづく決めつけが多くあげられています。男女とも一定数の人が、性別にもとづく固定観念に負担感や生きづらさを感じていることが分かります。

【性別によって負担感や生きづらさを感じたことの有無とその内容（守口市）】

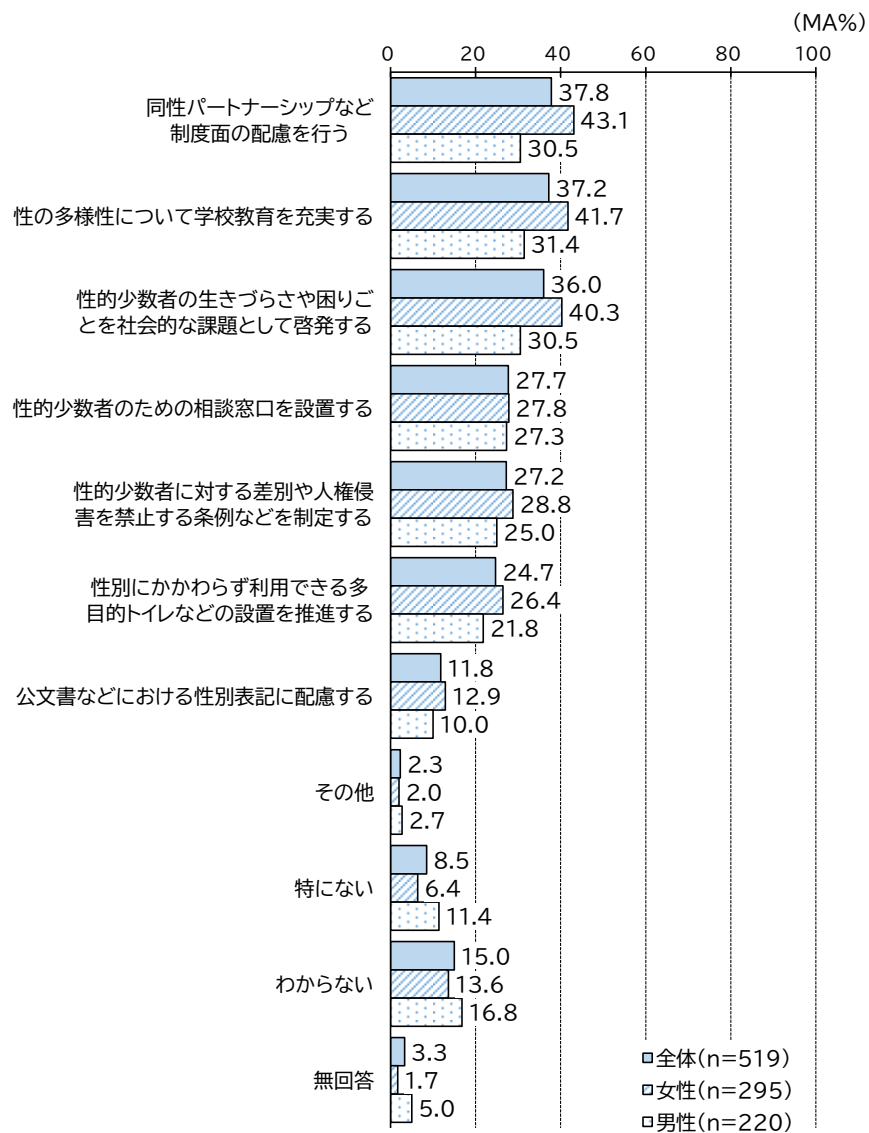


④性の多様性について

市民意識調査で、これまでに自分の性自認や性的指向で悩んだ経験があると回答した人は、女性4.7%、男性2.3%で、いずれも30歳代以下の年齢層でした。高校生では女性10.9%、男性6.3%、大学生では女性25.0%、男性13.3%となっています。

性の多様性を認める社会を実現するために必要だと思うことについては、「同性パートナーシップなど制度面の配慮を行う」(37.8%)、「性の多様性について学校教育を充実する」(37.2%)、「性的少数者の生きづらさや困りごとを社会的な課題として啓発する」(36.0%)など、制度面の配慮や教育、啓発が必要とする回答が多くなっています。

【性の多様性を認める社会を実現するために必要だと思うこと（守口市）】



3. 第3次計画における取組と評価

(1) 第3次計画における目標値の達成状況

	指標名	策定時実績	直近実績 2024(令和6)年度	目標値 2025(令和7)年度
基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍	審議会等における女性委員の割合	24.5%	27.7% (R7)	40%以上 60%以下
	女性のいない審議会等の割合の解消	37機関中7機関	51機関中7機関 (R7)	0機関
	守口市職員の主任以上の女性割合	23.8%	23.8%(R7)	職員比率を 目標とする
	守口市職員の女性管理職の割合(課長級以上)	4.2%	5.2%(R7)	10%
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度※1	—	69.7%	50%
	待機児童の解消	0人	0人	0人
	男性市職員の育児休業取得率	0%	47.4%	5%
	男性市職員の配偶者の分娩補助休暇取得率	80%	89.5%	90%
	防災会議における女性委員の割合	12.5%	24.2%(R7)	30%
基本目標2. 女性等 に対するあらゆる 暴力の根絶	市職員向けセクシュアルハラスメント研修 実施回数	4回	2回	(職階級別に実施) 合計4回
	「DV」という言葉を知っている人の割合※1	女性:81.4% 男性:78.1%	女性:96.9% 男性:95.0%	女性:100% 男性:100%
	「デートDV」という内容がある程度知っている 若者の割合※1	高校生:37.8% 大学生:49.1%	高校生:50.4% 大学生:48.8%	高校生:70% 大学生:80%
基本目標3. 男女共同参 画意識の醸成	「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する 割合※1	44.9%	61.7%	60%以上
	守口市男女共同参画推進条例の認知度※1	3.1%	26.6%	35%
	メディア・リテラシー向上のための講座等開催	4回	市内各小・中学校 の授業で実施	5回
	国際ボランティア(守口市国際交流友の会)外国人の ための日本語教室、多文化理解講座の参加者数	延べ1,470人	延べ3,924人	増加
基本目標4. 誰 もが安心・安全 に暮らせる環境	乳がん検診の受診率	11.2%	15.3%	50.0%
	子宮がん検診の受診率	14.6%	11.9%	50.0%
	性的マイノリティの理解促進のための講座開催	1回	1回	増加

※1 守口市男女共同参画に関する市民意識調査・若年層意識調査

(2)第3次計画における取組の評価と課題

第3次計画の各担当課における関連事業の取組状況調査結果と主な取組の評価と課題は以下の通りです。

		第3次プラン総合評価				
		S 予定以上	A 目標達成	B おおむね達成	C 未達成	総計
(回答課数)			26	52	11	89
基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の推進		13	22	10	45
	(2)ワーク・ライフ・バランスの推進		7	21		28
	(3)女性の活躍支援		6	9	1	16
基本目標2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(4)あらゆる暴力根絶のための社会づくり		6	12		18
	(5)DV 対策の充実(守口市 DV 対策基本計画)		7	21	3	31
基本目標3. 男女共同参画意識の醸成	(6)男女平等・男女共同参画意識の確立に向けた啓発	1	27	45	2	75
	(7)男女共同参画に向けての教育・学習の推進		3	8		11
	(8)メディアにおける人権尊重	1	7	16	1	25
	(9)多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進		14	11	1	26
基本目標4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備	(10)生涯を通じた男女の健康づくりの推進		3	10		13
	(11)さまざまな困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備		18	34		52
合計		1	84	164	16	265

基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍

■意思決定過程への女性参画

- 市職員の女性管理職比率については、教育分野では、女性管理職比率が継続的に増加し、2025（令和7）年度には20.9%となるなど、一定の成果がみられる分野もありますが、市全体としては特定事業主行動計画¹⁰に掲げた目標値10%を2024（令和

¹⁰ 特定事業主行動計画:「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にもとづく守口市特定事業主行動計画」を指し、職員の仕事と育児の両立支援と女性の活躍推進をめざす計画です。

6)年4月1日時点では達成したものの府内の他市と比較すると低い水準であるため、今後もより一層の実効的な取組が必要な状況です。

- 女性職員の管理職登用に向けた人材育成の一環として、若手職員を対象としたキャリアデザイン研修を継続的に実施していますが、早期から多様な部署での経験を積ませる、特定のプロジェクトリーダーや、他部署との連携業務など、管理職に必要な経験を積める機会を積極的に与えるなど業務を通じた人材育成を計画的に取り組む必要があります。
- 審議会等における女性委員の登用については、一部では登用が進んでいる審議会等があるものの、市全体では、計画の目標（40%以上60%以下）に至っていません。その背景としては、委員の選任要件が、学識経験者、専門性など限定的である場合や、法令上の規定がある場合に、女性の積極的な登用が難しいという課題が指摘されています。このことは、候補者となる女性人材の育成や発掘、あるいは選任方法そのものの見直しが必要であることを示唆しています。
- 地域団体においては、農業委員会や子ども会、老人クラブの女性参画は一定進んでいます。自治会、PTAでは10%台にとどまっています。「地域で活躍されている女性人材の発掘、地域団体への情報提供について、対象事業や手法について検討する必要がある」と、情報収集から具体的な講師依頼や地域活動への参画促進につながる段階での課題が認識されています。また、「収集している団体の固定化」という指摘もあり、多様な分野からの発掘が求められます。

■男性の家事・育児への参画

- 社会全体として、男性の育児への参画を促進するために育児・介護休業法の改正が行われており、男性の育児休業取得率も上昇しています。本市男性職員における育児休業取得率は47.4%（2023（令和5）年度）と大幅に上昇しています。
- 本市では、子育て中の父親を対象にした講座や両親教室などでは、体験的学習を取り入れて、男性の育児への参画を促す具体的な取組が一定の成果をあげています。今後は、希望の多い土曜日の予約人数を増やし、オンラインで予約しやすくするなど、参加者ニーズに応じた対応を行うとともに、参加者アンケートの実施によりニーズに沿った教室内容を検討していく必要があります。その一方で、女性では仕事と家事・育児等の両立の負担感が大きいという状況も残されており、男性の育児や家庭生活への参画をさらに促すための取組が必要です。

基本目標 2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

■DV被害者への支援体制

- 本市では、女性問題専門心理カウンセラーによる女性のための悩み相談を月4回実施するほか、2024（令和6）年度からは、平日毎日、女性相談支援員による相談対応を行っています。今後は、地域福祉計画において取り組む、重層的支援体制整備事業のなかに困難女性支援法における女性支援も位置づけて、複雑化・複合化・多様化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備する必要があります。
- DV被害者支援として、第3次計画では、配偶者暴力相談支援センター機能の整備の検討を掲げていましたが、第3次計画期間内に進められませんでした。今後は、DV被害者のみでなく困難を抱える女性に対する包括的な支援体制として、相談、カウンセリング、一時保護、自立生活の支援、居住支援等の多様な支援ニーズに対応する体制の整備が必要です。
- DV被害者支援において、庁内関係課（こども家庭センター、総合窓口課、生活福祉課等）や大阪府女性相談センター、守口警察署との連携による、緊急避難を含む支援体制を敷いています。
- DVと児童虐待は、どちらも家庭内で起こる暴力であり、DVがある家庭では、同時に児童虐待も起きているケースが多いことが知られています。要保護児童対策においては、そうした視点を持って関係機関との緊密な情報共有や共同対応を継続し、支援体制を強化しています。

■ハラスメント対策と性暴力防止教育

- 庁内では、ハラスメントの根絶には継続的な意識改革と相談しやすい環境整備が不可欠であるという認識のもと、職場内でのハラスメント防止研修の実施や安心して相談できる環境づくりに取り組んでいます。
- デートDV予防啓発リーフレットデータを市内高校と中学校生徒への配信を依頼し、市内大学にリーフレットの配架を実施していますが、出前講座の実施など学校現場などへの積極的な働きかけが今後の課題となります。
- デジタル性暴力被害の増加など、社会状況の変化に対応した情報発信や啓発の必要性が認識されており、被害者の低年齢化の現実もあるなかで、性暴力被害の予防に向けた取組は喫緊の課題となっています。

基本目標 3. 男女共同参画意識の醸成

■情報発信・広報啓発の実施

- 本市では、市内全世帯に配布する「広報もりぐち」に「守口市男女共同参画ニュース」として啓発記事を掲載しているほか、人権啓発コーナーでの情報発信、各種講座の開催などを行っています。
- 市民だけでなく、市内大学との連携事業として人権、男女共同参画に関するテーマで特別講義を行うなど、若年層への啓発も進めています。

基本目標 4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備

■多様な相談支援体制

- 困難な問題を抱える女性のための相談窓口を強化するために女性相談支援員を配置しました。（再掲）地域福祉の分野では、相談支援のネットワークづくりや多機関協働による包括的な相談支援体制の構築を図っています。
- 性の多様性への理解促進に向けた新たな取組として、性的指向・性自認に関するLGBTQ+人権相談の実施やLGBTQ+当事者交流会を開催しました。

■男女の健康支援

- 将来の妊娠・出産につながるような若い世代への性と健康に関する正しい知識の普及が必要という課題認識のもと、プレコンセプションケア¹¹によって、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ることをめざす必要があります。
- ライフステージに応じた健康づくりでは、高齢者数が増加するなかで、従来型の健康相談や健康教育に加え、「高齢者の保健と介護予防の一体的実施」において、ハイリスク者への個別指導やフレイル予防の健康講座等の実施が必要です。

¹¹ プレコンセプションケア：男女ともに妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることを指します。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、守口市男女共同参画推進条例における7つの基本理念（第3条）を基本理念として設定します。

- ①男女の人権の尊重
- ②性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権尊重への配慮
- ③社会における制度又は慣行についての配慮
- ④政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑥家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑦国際社会における取組への配慮

2. 計画がめざす姿

「第6次守口市総合基本計画」では、「いつまでも住み続けたいまち」を本市の将来都市像に掲げ、その実現に向けた様々な施策が描かれています。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「守口市男女共同参画推進条例」における基本理念を踏まえて、ジェンダー平等をあらゆる施策の基礎として、「第6次守口市総合基本計画」におけるまちづくりの目標「一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」の実現をめざします。

めざす姿

一人ひとりが自分らしく
活躍できるまち

3. 重点目標

性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、誰もが活躍できるまちを実現することをめざして、次世代に向けたメッセージも念頭において、以下の重点目標を設定して本計画に取り組みます。

(1)意思決定過程への女性参画と人材育成の加速化

審議会等委員の女性割合、市職員管理職の女性割合が大阪府平均と比べて低い状況に鑑みて、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、人材登用に向けた女性職員へのキャリア形成支援を実施し、人材育成の取組を強化します。

(2)アンコンシャス・バイアス¹²(無意識の思い込み)の気づき

「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担を否定する意識変化がみられる一方で、仕事と家事・育児等の両立負担や性別にもとづく固定観念に生きづらさを感じている人が多いことから、あらゆる場面において、ジェンダー平等の視点が浸透するよう取り組みます。

(3)困難な問題を抱える女性への包括的な支援の強化

守口市がめざす包括的な支援体制のなかに、「女性の福祉」と「女性の人権の尊重と擁護」の視点に立った困難な問題を抱える女性支援を位置づけて、本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じて包括的な支援が実施できるよう取り組みます。

¹² アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み):自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。アンコンシャス・バイアスは誰もが持つものですが、「女性は感情的になりやすい」「組織のリーダーは男性の方が向いている」など性別にもとづく無意識の思い込みによる言動が、相手を傷つけたり、不快にさせたりして、人間関係に影響を及ぼすことがあります。

4. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向			
1. あらゆる分野における男女共同参画の推進	1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	①審議会等委員の女性の登用推進	女性活躍推進計画		
		②市職員における女性管理職の登用推進			
		③地域における意思決定への女性の参画促進			
	2) 働く場における女性の活躍推進	①女性の職域拡大と管理職登用の促進			
		②雇用における均等な機会と待遇の確保			
		③女性の就労支援			
		④職場におけるハラスメントの防止			
	3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①仕事と家庭生活の両立支援			
		②事業所における両立支援対策の促進			
		③多様な働き方への支援			
	4) 地域・家庭における男女共同参画の促進	①男性の家事・育児・介護等への参画促進			
		②地域活動への男女共同参画の促進			
③地域防災活動における男女共同参画の促進					
2. ジェンダー平等意識の定着	5) 多様な選択を可能にする教育・学習の推進	①就学前におけるジェンダー平等教育・保育の推進	DV防止基本計画		
		②学校におけるジェンダー平等教育の推進			
		③地域・家庭におけるジェンダー平等学習の推進			
	6) メディア等を通じた意識啓発	①様々な機会を通じた広報・啓発		困難女性支援計画	
		②メディア情報リテラシーの向上支援			
	7) 多様性の尊重	①性の多様性の理解促進			
		②多文化理解と交流の推進			
		③在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進			
	3. 地域づくり すべての人が安全で安心して暮らせる	8) ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶			①暴力を許さない社会意識の浸透
②DV被害者に対する支援					
③暴力の未然防止に向けた若年層への啓発					
④性暴力・セクシュアルハラスメント等防止対策の推進					
⑤誰もが相談しやすい体制の整備					
⑥関係機関との連携強化					
9) 困難を抱えた人への支援の充実		①困難な問題を抱える女性への支援の充実	困難女性支援計画		
		②複合的に困難な状況におかれている人への支援の充実			
		③ひとり親への支援			
10) 生涯を通じた健康づくりの推進		①性差とライフステージに応じた心身の健康支援		困難女性支援計画	
	②性と生殖に関する健康と権利の浸透				
	③プレコンセプションケアの推進				

第4章 施策の内容

基本目標1. あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進

本市では、審議会委員の女性割合、市管理職の女性割合ともに、大阪府平均と比べて5～10ポイント低い状況で、参画推進に向けた一層の取組が必要となっています。

審議会委員は、市民を代表する委員として地域の各種団体から選出されることが多いですが、本市における自治会の会長で女性の割合は1割程度にとどまっています。地域活動団体における役員への女性登用を働きかけるとともに、各所管課から団体に対して役職にかかわらず女性の委員候補者の推薦を依頼したり、庁内横断的に女性委員候補者の情報を収集・共有したりするなどの取組が必要です。

市管理職の女性登用を進めるためには、性別の偏りのない職員配置と業務分担、キャリア形成支援、人事評価制度など計画的に人材育成を行う必要があります。

男女が対等に方針決定に参画して地域活動が展開されるよう、積極的な働きかけを行うとともに、女性職員の管理職登用に向けて取り組みます。

【市職員の職級別女性割合の推移（守口市）】

	2021(令和3)年			2022(令和4)年			2023(令和5)年			2024(令和6)年			2025(令和7)年		
	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
全職員	684	291	42.5	684	290	42.4	673	300	44.6	665	299	45.0	631	272	43.1
課長級以上	64	4	6.3	61	5	8.2	59	5	8.5	59	6	10.2	57	3	5.3
主幹級	51	9	17.6	57	10	17.5	50	12	24.0	63	13	20.6	65	14	21.5

資料：人事課（各年4月1日）

【地域団体代表者の女性割合の推移（守口市）】

団体名	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			2023(令和5)年度			2024(令和6)年度		
	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	全体(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
自治会	181	20	11.0	179	14	7.8	177	16	9.0	175	17	9.7	173	21	12.1
子ども会	14	2	14.3	14	2	14.3	13	2	15.4	13	1	7.7	12	3	25.0
PTA	21	3	14.3	21	5	23.8	21	7	33.3	20	3	15.0	20	3	15.0
老人クラブ	100	33	33.0	96	33	34.4	91	36	39.6	89	37	41.6	86	35	40.7

資料：コミュニティ推進課、生涯学習・スポーツ振興課、高齢介護課

施策の方向①審議会等委員の女性の登用推進

No.	施策の内容	担当課
1	審議会等委員の団体選出委員について女性推薦を促すとともに市民公募委員の参画拡大を図ります。	関係各課
2	市の審議会等の女性委員について定期的に進捗管理を行い、女性委員の登用が進んでいない審議会等の要因を所管課とともに対応策を協議します。	人権市民相談課
3	女性の委員候補者の情報収集とリスト化により市内の情報共有を進めて、女性委員の選出機会を増やします。	関係各課

施策の方向②市職員における女性管理職の登用推進

No.	施策の内容	担当課
4	女性職員の人材育成を引き続き行い、特定事業主行動計画 ¹³ の目標達成に向け、積極的に管理職登用を行います。	人事課
5	女性職員・教員のキャリア形成に向けた研修の充実や育児・介護がキャリアアップの障壁とならないような勤務制度を引き続き整備します。	人事課 学校教育課
6	女性職員・教員に対して管理職登用試験の受験を積極的に促します。	人事課 学校教育課

施策の方向③地域における意思決定への女性の参画促進

No.	施策の内容	担当課
7	女性の参画意識の向上と学習機会を提供するリーダー養成を進めます。	人権市民相談課 コミュニティ推進課
8	自治会等の地域団体に対して、女性や若者の役職登用を働きかけます。	人権市民相談課 コミュニティ推進課
9	市と市民団体の協働事業における男女共同参画に積極的に取り組みます。	コミュニティ推進課

¹³ 特定事業主行動計画:「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にもとづく守口市特定事業主行動計画」を指し、職員の仕事と育児の両立支援と女性の活躍推進をめざす計画です。

基本方針(2)働く場における女性の活躍推進

近年、女性の年齢層別労働力率で、子育て期にあたる30～40歳代の労働力率が大きく上昇しており、子育て期も継続して仕事を続ける女性が増加しています。

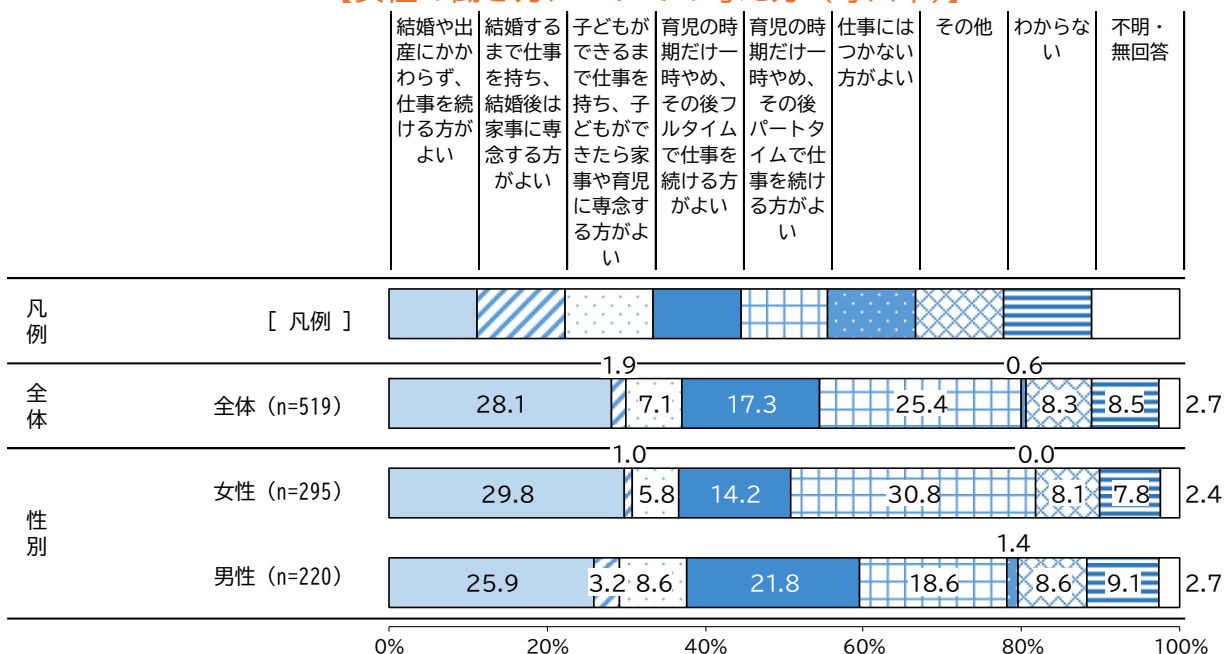
「市民意識調査」をみると、女性の働き方に対する考え方では、結婚後または出産後は家事や育児に専念する方がよいという人はわずかで、大半の人は女性が働くことに対して肯定的な考えを持っています。

一方で、働く女性の状況を見ると、行政等の子育て支援サービスはこれまでに比べて充実しているものの、家庭における固定的な性別役割分担により、家事・育児等の負担が女性に偏っている、正社員の長時間労働を前提とした労働環境などにより、家事・育児と仕事を両立する負担の大きさから出産後に非正規雇用を選ぶ女性が多くなっています。

また、「市民意識調査」から職場における男女の地位の平等感をみると、男性が優遇されていると感じる人が、男女ともに多数を占めているのは、賃金やキャリア形成において男女の不平等が存在していることを示しています。

性別にかかわらず均等な待遇の確保と、誰もが働きやすい職場づくりを推進するとともに、職業分野で女性が力を発揮して活躍できる環境整備に努めます。

【女性の働き方についての考え方（守口市）】



施策の方向①女性の職域拡大と管理職登用の促進

No.	施策の内容	担当課
10	市職員採用試験の女性応募者数の安定的な確保に向けて引き続き取り組みます。	人事課
11	市内事業所における女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用支援による職場環境整備を促進します。	地域振興課
12	守口市企業人権推進連絡会などを通じ、職場における男女共同参画や働く人の人権に関する研修の実施、情報発信を行います。	人権市民相談課
13	公募型プロポーザル方式の対象となる業務において、女性の活躍推進に取り組む事業者を加点評価するなど、企業における女性の活躍推進を促します。	関係各課

施策の方向②雇用における均等な機会と待遇の確保

No.	施策の内容	担当課
14	市内事業所に対して「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」など労働関連法の改正情報や制度の周知を図ります。	地域振興課
15	市内事業所に対して、労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等の非正規雇用者の法的保護が遵守されるよう周知徹底を図ります。	地域振興課
16	雇用や待遇、解雇等にかかる労働相談窓口の充実と周知を図ります。	地域振興課

施策の方向③女性の就労支援

No.	施策の内容	担当課
17	就労を希望する女性に向けて、資格取得や再就職準備のための情報など能力向上機会を提供します。	地域振興課 人権市民相談課
18	就労専門相談員による相談を実施し、関係機関と連携して就労支援を行います。	地域振興課 生活福祉課

施策の方向④職場におけるハラスメントの防止

No.	施策の内容	担当課
19	市役所や学校における相談体制を周知して、ハラスメント防止を徹底します。	人事課 学校教育課
20	市内事業所に対して、ハラスメント防止義務の法令順守と事業所内の相談体制や防止対策の取組促進を働きかけます。	地域振興課

基本方針(3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

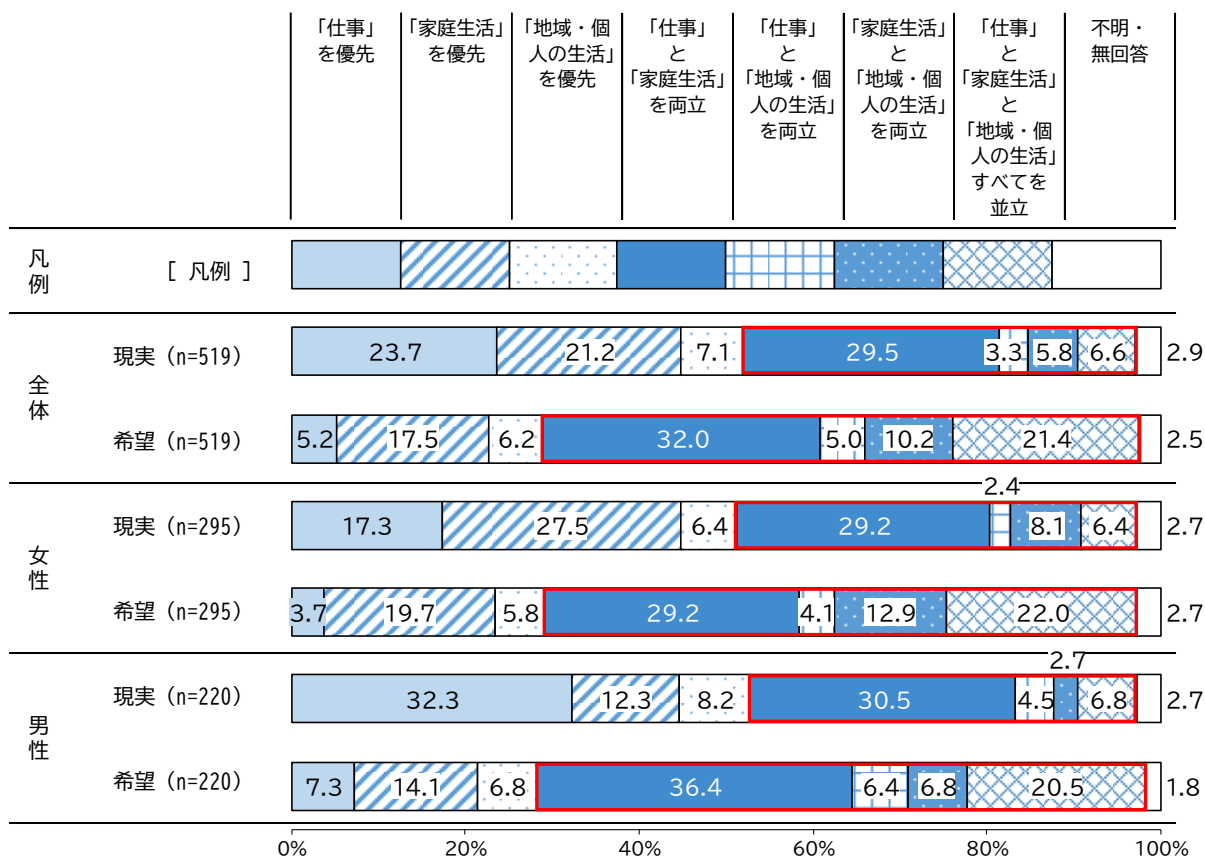
「市民意識調査」では、生活における「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度に希望と現実ではギャップがみられています。男女とも希望では複数のことがらを両立したい人が多いですが、現実では、女性は家庭を、男性は仕事を優先する傾向が認められています。

女性は家庭生活の負担が重い一方で、男性は長時間労働や育児休業を取りたくても職場に取りにくい雰囲気があるなど、男女双方のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が阻害されている実態があります。

また、高齢化の進展により、働きながら介護を行う男女は増えており、仕事と介護の両立も大きな課題となっています。さらに晩婚化、晩産化に伴い、子の育児と親の介護を同時期に行わなければならない「ダブルケア¹⁴」の問題も顕在化しています。

育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっており、地域における子育て支援や介護サービスの基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する働き方改革や柔軟な勤務形態による両立支援対策等の働きかけなど、誰もが仕事と生活の調和が実現できる取組を推進します。

【生活の中で優先すること(守口市)】



¹⁴ ダブルケア:子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことを指します。

施策の方向①仕事と家庭生活の両立支援

No.	施策の内容	担当課
21	働き方改革や時差出勤、テレワークなど柔軟な勤務制度の活用を推進して働きやすい職場づくりを進めます。	人事課
22	男性市職員の育児休業、看護・介護休暇の取得を促進します。	人事課
23	「守口市こども計画」にもとづき、子育て世代の市民がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、就学前保育、放課後のこどもの活動の場づくり、病児保育等の保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けることができる子育て支援の環境づくりに取り組みます。	子育て支援政策課
24	家族介護者の相談体制の充実や介護サービスの基盤整備、地域の支え合い体制の構築など、仕事を持つ家族介護者の離職防止と負担軽減に取り組みます。	高齢介護課
25	市民に向けて、仕事の効率化や柔軟な働き方の実践、家庭内での役割の固定化の解消など、働く人がより健康的で充実した生活を送ることができるよう意識啓発に取り組みます。	人権市民相談課

施策の方向②事業所における両立支援対策の促進

No.	施策の内容	担当課
26	市内事業所に対して育児休業や介護休業等の制度改正情報の周知と従業員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組事例の情報発信などを推進します。	地域振興課
27	両立支援にかかる一般事業主行動計画策定と助成金活用を促して、従業員が仕事と育児・介護等を両立しやすい職場環境整備を促進します。	地域振興課
28	公募型プロポーザル方式の対象となる業務において、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業者を加点評価するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を促します。	関係各課

施策の方向③多様な働き方への支援

No.	施策の内容	担当課
29	市民に対して、起業やフリーランスなど多様な働き方に関する情報発信と相談支援を行います。	地域振興課
30	市内事業所に向けて、柔軟な勤務制度やテレワークの導入など従業員が多様な働き方を選択できるよう、社内制度の整備を働きかけます。	地域振興課

基本方針(4)地域・家庭における男女共同参画の促進

本市では、国に先駆けて幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育て支援の充実を進めたことにより、子育て世帯の転入増加がみられるものの、高齢単独世帯の増加が著しく、世帯構造全体としては、単独世帯割合は全国平均を上回っています。

地域で暮らす市民の世帯構造が変化するなか、本市では、地域コミュニティ拠点施設を設置して、乳幼児を持つ保護者から高齢者まで多様な市民が身近な地域で行う様々な活動を支援しています。また、地域活性化や健康、福祉、防災など多岐にわたる分野で様々な企業等と包括連携協定を結ぶとともに、市民団体との協働事業提案制度を設けて地域課題の解決に向けた事業に取り組んでいます。

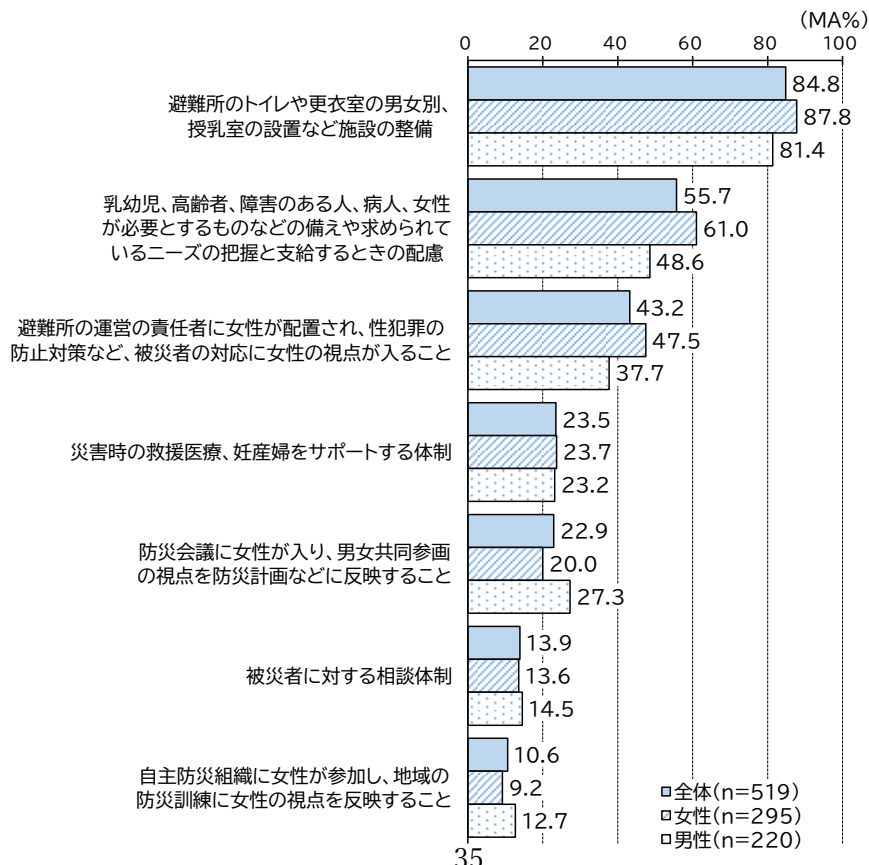
自治会やPTA、青少年健全育成活動等のほか多様な地域活動において男女が対等な立場で協力し合い、地域における男女共同参画の実現につながるよう働きかけます。

また、男性が家庭における役割を積極的に担えるよう、家事・育児・介護などの知識や技術の学習機会の提供や、同じ立場の仲間づくりを行う環境整備を進めます。

近年、大規模災害が頻発し、地域防災・減災対策の必要性が高まっています。災害時の被害は社会的要因に左右されるため、女性や子どもに加え、支援を必要とする人々がより大きな影響を受けやすい点に配慮する必要があります。

女性、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児を抱えた人など多様な地域住民の意見を反映した地域防災対策が行われるよう、平時からの地域防災活動に取り組みます。

【防災分野で性別によって配慮する必要があると思うこと（守口市）】



施策の方向①男性の家事・育児・介護等への参画促進

No.	施策の内容	担当課
31	男性対象の講座の開催などにより男性が家事・育児・介護等の知識や技術を身につける機会を提供します。	こども家庭センター 高齢介護課
32	育児や介護を行う男性が同じ立場の人と情報交換や相談ができるよう、地域における仲間づくりを支援します。	こども家庭センター 高齢介護課

施策の方向②地域活動への男女共同参画の促進

No.	施策の内容	担当課
33	自治会等の地域団体を対象にした出前講座や研修を通じて、地域活動における男女共同参画の啓発を推進します。	人権市民相談課 コミュニティ推進課
34	男女共同参画社会基本法の改正を受けて、男女共同参画センター機能を有する組織体制の検討を行います。	人権市民相談課

施策の方向③地域防災活動における男女共同参画の促進

No.	施策の内容	担当課
35	地域防災会議への女性の参画を推進するとともに、多様な市民の声を反映した計画となるよう配慮します。	危機管理室
36	女性をはじめとして、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児の保護者、外国人、性的マイノリティなど多様な市民のニーズに配慮した避難、避難所の開設・運営・管理の体制整備を促進するために、地域における避難訓練、避難所開設訓練の実施を支援します。	危機管理室
37	女性消防団を中心に地域の自主防災活動における男女共同参画を促進するとともに、平時からの対等な関係づくりに向けた学習機会を提供します。	危機管理室 人権市民相談課
38	防災、減災対策にかかるジェンダー問題（性暴力、生活への影響等）の理解と周知に取り組みます。	危機管理室 人権市民相談課

基本目標2. ジェンダー平等意識の定着

基本方針(5)多様な選択を可能にする教育・学習の推進

「市民意識調査」をみると、子育てに関して、性別にかかわらず個性を伸ばすことを肯定する人が多い一方で、女の子らしく、男の子らしく育てたいと思う人も一定数存在しています。

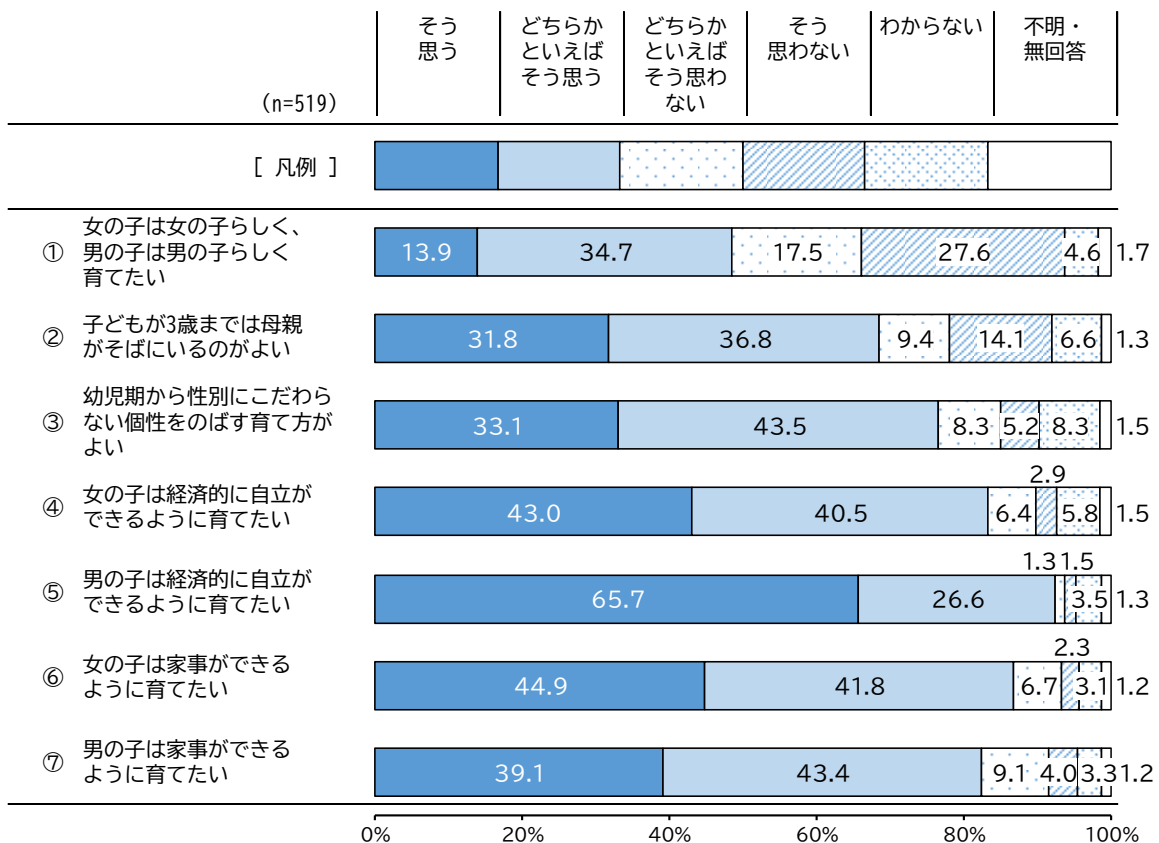
性別にかかわらず子ども一人ひとりの個性を伸ばすために、まずは周囲の大人が自分自身のアンコンシャス・バイアスに気づくことが重要です。

子どもの個性を伸ばし、自分らしい多様な選択が可能になるように、幼少期からジェンダー平等の視点に立った教育環境や学習機会を提供するために、教職員に対するアンコンシャス・バイアスの学習機会やジェンダー平等教育の研修を充実します。

教育現場のみならず、家庭、地域においても、ジェンダー平等の意識啓発を進めます。地域活動や家庭においても、子どもの個性を伸ばし、自分らしい多様な選択が可能になるように、ジェンダー平等の意識啓発を進めます。

生涯学習活動では、幅広い世代に対して、誰もが性別にかかわらず、自分らしく生きられるよう、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を提供します。

【子育てに関する考え方（守口市）】



施策の方向①就学前におけるジェンダー平等教育・保育の推進

No.	施策の内容	担当課
39	保育者・教員に対する、性別にもとづくアンコンシャス・バイアスや隠れたカリキュラムに気づくための学習機会を提供するとともに、性別に関する固定観念の押しつけが相手に精神的苦痛を生じさせることへの更なる理解を促します。	こども施設課
40	就学前におけるジェンダー平等保育・教育の実践につながる研修を充実します。	こども施設課
41	年齢段階に応じた、人権意識の醸成と自分のこころとからだを大切にするための性教育を行います。	こども施設課

施策の方向②学校におけるジェンダー平等教育の推進

No.	施策の内容	担当課
42	教職員に対する、性別にもとづくアンコンシャス・バイアスや隠れたカリキュラムに気づくための学習機会を提供するとともに、性別に関する固定観念の押しつけが相手に精神的苦痛を生じさせることへの更なる理解を促します。	学校教育課
43	教員に対するジェンダー平等教育の実践につながる研修を充実します。	学校教育課
44	管理職の女性登用と学校運営における男女共同参画を推進します。	学校教育課
45	年齢段階に応じて、性やセクシュアリティを「生き方」や「人権」としてとらえる視点に立った性教育を行います。	学校教育課
46	性別にとらわれず、多様な生き方の選択を可能にする進路・生徒指導やキャリア教育を推進します。	学校教育課
47	教育相談等において人権尊重とジェンダー平等の視点に立った助言・援助を行います。	学校教育課 教育センター

施策の方向③地域・家庭におけるジェンダー平等学習の推進

No.	施策の内容	担当課
48	地域の青少年指導等の教育関係者に対するジェンダー平等、男女共同参画の研修を実施します。	生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課
49	幅広い世代を対象に、ジェンダー平等、男女共同参画をテーマにした生涯学習機会を提供します。	生涯学習・スポーツ振興課
50	乳幼児を持つ人のための保育付き講座や働く人が参加しやすい曜日・時間帯の設定など、多様な市民が参加しやすい学習機会の提供方法に配慮します。	関係各課
51	ジェンダー平等や男女共同参画に関する図書・映像資料等の充実と貸出促進の工夫に取り組みます。	生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課

基本方針(6)メディア等を通じた意識啓発

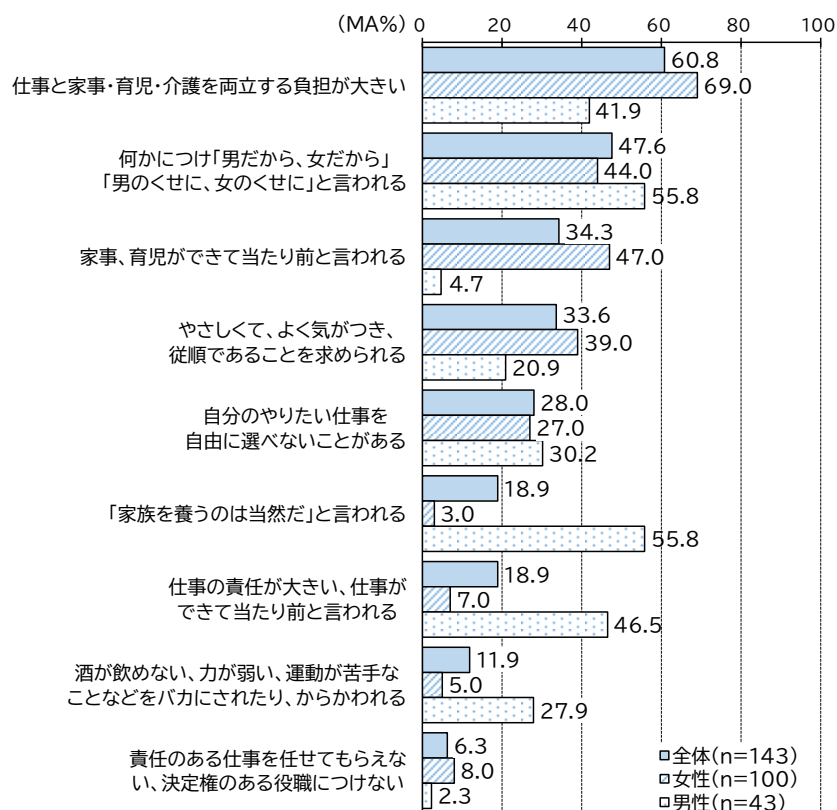
「市民意識調査」では、性別による負担感や生きづらさを感じたことがあるという回答は約3割に上ります。女性では、家事・育児等の負担や女性らしさを求められることに、男性では家族を養うことを当然視されることや仕事のうえで負担感を感じる人が多い状況です。意識のうえでは「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に反対する人が多いですが、周囲からの押しつけを感じていることがうかがえます。

性別にもとづくアンコンシャス・バイアスによる言動は、相手を不快にしたり、負担感を与えたりするなど人間関係に悪影響を及ぼすことがあります。自分自身が固定観念にしばられていると、やりたいことをあきらめたり、自らの成長の機会を逃してしまったりすることもあります。

性別にかかわらず、一人ひとりが希望する生き方を選べるように、幅広い層を対象に、様々な機会を通じて、ジェンダー平等の啓発や学習機会を提供します。

私たちが日常的に受け取る情報は発信者によって編集されたものであり、何らかの価値観や場合によっては偏見にもとづいて構成されていることもあります。情報化が進んだ現代において必要とされる、ジェンダー平等の視点に立ったメディア情報リテラシー¹⁵の向上に取り組みます。

【性別による負担感や生きづらさを感じたとき（守口市）】



¹⁵ 情報リテラシー：情報を適切に処理・活用できる能力のことで、情報収集能力やその活用スキルを意味しています。

施策の方向①様々な機会を通じた広報・啓発

No.	施策の内容	担当課
52	市が発行する様々な媒体においてジェンダー平等・男女共同参画をテーマにした啓発記事を充実します。	人権市民相談課
53	「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「女性に対する暴力をなくす運動」「人権週間」等の機会をとらえて、広報・啓発活動を行います。	人権市民相談課
54	ジェンダー平等や男女共同参画に関する情報の収集と発信を充実します。	人権市民相談課
55	男女共同参画に関する国・府の調査結果の情報収集を行うとともに本市における調査を定期的実施します。	人権市民相談課
56	幅広い年代の男性に向けた男女共同参画をテーマにした啓発機会を充実します。	人権市民相談課

施策の方向②メディア情報リテラシーの向上支援

No.	施策の内容	担当課
57	幅広い世代の市民に対して、人権尊重につながるメディア情報リテラシー、デジタルリテラシー教育に取り組みます。	学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課 人権市民相談課
58	子どもたちが適切にインターネットを利用できるように、家庭における情報モラル教育を浸透します。	学校教育課 教育センター
59	インターネット等における有害情報への接続防止に関する研修や学習機会を提供します。	生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課

基本方針(7)多様性の尊重

本市における外国人住民は、2024（令和6）年12月末現在3,268人で、年々増加しています。国籍ではベトナム人の増加が顕著で、製造業の多い本市で働く技能実習生や特定技能などの在留資格で来日する人が多くを占めていると考えられます。

本市では、多文化共生社会に向けた取組として、多言語での情報提供や外国人労働者を含む在住外国人に対しての日本語学習機会の提供、国際推進関係団体との連携による外国人住民の生活支援等を行っています。

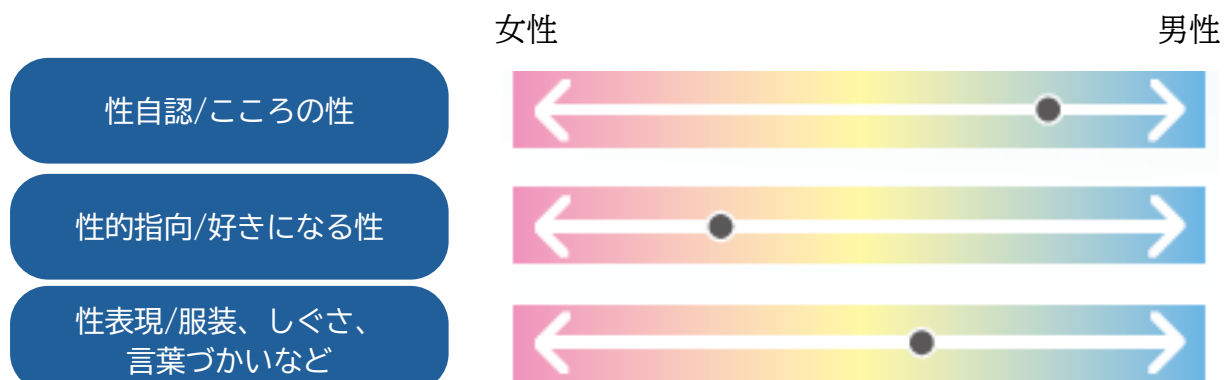
国籍のほかにも性別や年齢、障がいの有無、宗教、文化、性的指向、生まれ育った背景など一人ひとりが違うという認識のもと、多様性を尊重し合う意識の醸成が必要です。

本市では、「LGBTQ+¹⁶人権相談」を実施していますが、「市民意識調査」をみると、自身の性自認・性的指向で悩んだ経験のある人は、30歳代以下では1割強となっています。

近年、LGBTQ+など性的マイノリティを表す言葉の認知は広がっているものの、性的マイノリティに対する差別や偏見、排除が起こっています。セクシュアリティ¹⁷は複数の要素で構成され、それぞれが男女のどちらかに分けられなかったり、その時々で変化したりすることもあるという性の多様性に対する理解の浸透に努め、性的マイノリティの人が抱える生活上の困りごとへの対応に努めます。

人は多様な存在であるという視点に立って、一人ひとりの人権を尊重し、誰も差別や排除されず安心して暮らせる社会をめざします。

【セクシュアリティの構成要素のイメージ】



※それぞれの構成要素において女性と男性がはっきり分かれるのではなく、グラデーションのようにつながっていて、どのくらいの位置にいるかも一人ひとり異なっていると考えられます。

¹⁶ LGBTQ+: レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング(自身の性のあり方がわからない、決めていない人)/クィア(従来の規範にあてはまらない性的マイノリティを包括する言葉)の頭文字に「+」をつけることで、セクシュアリティは多様であることを意味する言葉です。

¹⁷ セクシュアリティ: 人の性のあり方全般を指す言葉です。身体(からだ)の性のほかに、性自認(こころの性)、性的指向(好きになる性)、性表現(自分の性をどう表現するか)など複数の要素で構成され、その組み合わせは多様です。

施策の方向①性の多様性の理解促進

No.	施策の内容	担当課
60	多様な性のあり方に関する理解を広めるために、性の多様性に関する情報発信と学習機会を提供します。	人権市民相談課 生涯学習・スポーツ振興課
61	大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の周知や公共施設における多目的トイレの設置、学校における児童生徒の性自認に対する対応など性の多様性に配慮した環境整備を推進します。	人権市民相談課 学校教育課 教育総務課 関係各課
62	LGBTQ+人権相談の周知拡大と体制の充実に努めます。	人権市民相談課

施策の方向②多文化理解と交流の推進

No.	施策の内容	担当課
63	「外国人児童生徒等の教育に関する方針」にもとづき、人権尊重の視点に立った多文化共生教育を推進します。	学校教育課
64	外国人児童生徒等のアイデンティティ確立のために、通訳の活用や外国人児童生徒交流会等の活動を通じて、母語（継承語）や母文化（継承文化）の学習機会を保障します。	学校教育課
65	幅広い世代に対する国際理解学習の機会を提供することで、人や文化の多様性を知り、違いを認めて互いを尊重する意識の醸成を図ります。	学校教育課 人権市民相談課

施策の方向③在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

No.	施策の内容	担当課
66	多言語での情報提供や相談体制の充実など、生活者としての外国人が暮らしやすい生活環境の整備と生活支援体制をつくります。	地域振興課 人権市民相談課
67	継続的な多文化共生社会の推進に向けて、日本語学習支援者の担い手育成と定着への支援を行います。	地域振興課
68	ジェンダー平等や男女共同参画に関する国際社会の動向についての情報提供や啓発を行います。	人権市民相談課

基本目標3. すべての人が安全で安心して暮らせる地域づくり

基本方針(8)ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーにもとづく暴力で女性が被害者になることが多い背景には、女性の人権軽視や女性を性的対象物と見る意識、社会・経済的に男性が優位な構造など、女性が社会的弱者の立場におかれやすい状況が大きく影響しています。一方、男性の性被害問題等が顕在化するなかで、男性が声をあげにくい状況も知られるようになっていきます。

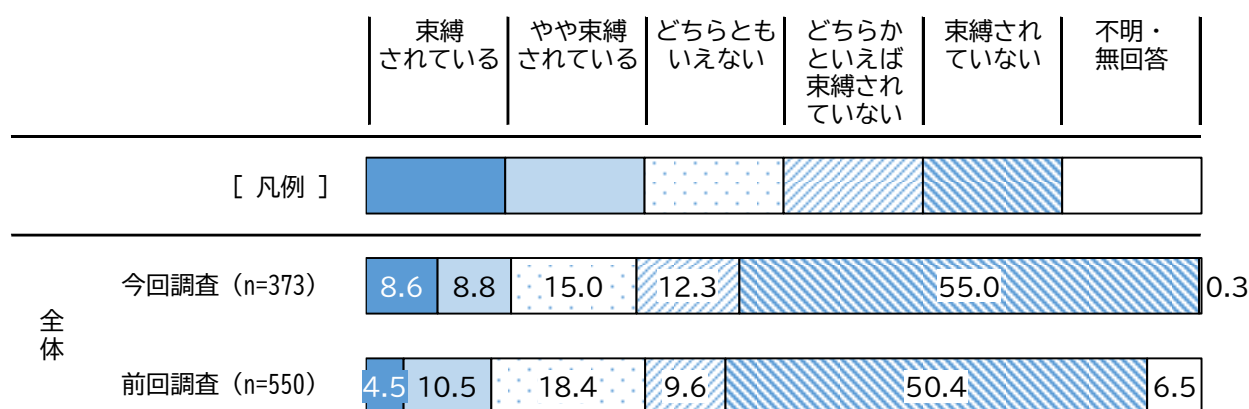
近年のインターネットやSNSの普及は、性被害の低年齢化や、性的な画像が拡散された場合など解決の困難さにもつながっています。

虐待やDV、性暴力の被害者は、自分にも落ち度があったと考えたり、二次被害¹⁸を恐れたりして、相談につながらないことがあります。どんな場合でも暴力は許されないという意識の醸成と、誰もが相談しやすい体制づくりを進めます。また、被害の影響が長期間に及び、自己肯定感の低下、人間関係や仕事上での困難などを抱え、継続的なこころのケアが必要となる場合もあることを念頭においた相談支援を進めます。

また、デートDV等若い世代に起こりやすい暴力被害を未然に防止するために、誰も被害者にも加害者にもならないよう予防教育に取り組みます。

被害者支援としては、相談対応のほか被害者の保護から生活の立て直しに向けた自立支援の取組まで市内の関係部署及び市外の関係機関等との連携強化を進めて、一層の支援体制の充実を図ります。

【恋人(交際相手)に束縛されていると思うことの有無 (守口市・高校生)】



¹⁸ 二次被害:直接受けた被害とは別に、周囲の無理解や心ない言動により再び傷つけられることを指します。

施策の方向①暴力を許さない社会意識の浸透

No.	施策の内容	担当課
69	性にもとづく様々な暴力についての正しい認識を浸透し、暴力を許さない社会意識を醸成するために、あらゆる機会、手段を活用した啓発を推進します。	人権市民相談課
70	同意のない性的行為は性暴力であるという、性的合意に対する認識の浸透を図ります。	人権市民相談課

施策の方向②DV被害者に対する支援

No.	施策の内容	担当課
71	DV等に対する市職員の理解向上と関係機関との連携、様々な相談窓口の周知を推進します。	関係各課
72	被害者の状況に応じて、各種制度の利用により生活再建が図れるよう適切な支援を行います。（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等による制度）	関係各課
73	個人情報保護に対する職員の認識を向上し、被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置を徹底します。	総合窓口課

施策の方向③暴力の未然防止に向けた若年層への啓発

No.	施策の内容	担当課
74	市内の中学生に対して、デートDV防止についての授業を行います。	学校教育課
75	市内高等学校、大学へのデートDV防止に向けた取組を行います。	人権市民相談課

施策の方向④性暴力・セクシュアルハラスメント等防止対策の推進

No.	施策の内容	担当課
76	学校及び認定こども園等において、子どもたちの性暴力被害防止に向けた適切な教育が行えるよう、保育士・教員等に対する研修を充実します。	教育センター こども施設課 学校教育課
77	子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、年齢段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を推進します。	学校教育課 こども施設課
78	市内の教育・保育施設に対して「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の周知と取組の徹底を促します。	学校教育課 こども施設課
79	障がい児の性被害を防止するための障害特性に応じた性教育の取組を検討します。	学校教育課 こども施設課
80	市民がハラスメントの被害者にも加害者にもならないために理解と啓発に向けた取組を行います。	人権市民相談課

施策の方向⑤誰もが相談しやすい体制の整備

No.	施策の内容	担当課
81	被害が潜在化しないように、相談窓口の充実と周知の拡大を進めます。	人権市民相談課
82	男性相談窓口の周知と相談利用の啓発を進めて、男性が相談しやすい環境をつくれます。	人権市民相談課
83	配偶者暴力相談支援センター機能の整備について検討します。	人権市民相談課
84	被害者と直接接する可能性のある市職員、教職員、民生・児童委員、相談員等に対してジェンダーにもとづくあらゆる暴力に対する理解と認識を深めるための研修を実施します。	人権市民相談課 関係各課

施策の方向⑥関係機関との連携強化

No.	施策の内容	担当課
85	庁内組織の守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会を開催し、関係課と円滑な支援が行えるよう体制の充実を図ります。	人権市民相談課 関係各課
86	児童虐待とDVは関連が深いことから、守口市要保護児童対策地域協議会との連携により、DV被害者への早期対応を図ります。	人権市民相談課 こども家庭センター

基本方針(9) 困難を抱えた人への支援の充実

「困難女性支援法」は、生活困窮や虐待、DV、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻など、日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な問題に直面することが多いことを踏まえ、生活上の困難な問題を抱える女性(そのおそれもある女性も含む)に対して、女性の人権尊重と当事者中心の視点に立ち、一人ひとりのニーズに応じて、本人に寄り添い、切れ目なく包括的な支援を行うことを基本姿勢としています。

女性は、男性に比べて非正規で働く割合が高く、貧困等の生活上の困難に陥りやすい傾向があります。父子世帯と比べて就労収入が約半分である母子世帯だけでなく、非正規雇用の単身女性や、現役時代の賃金の低さから十分な年金収入が得られない高齢単身女性の貧困など、すべての年代の女性に貧困の問題が生じ得ます。

貧困問題だけでなく、障がい者や性的マイノリティ、外国にルーツがある人、同和問題の当事者であるなどに加えて、性別にもとづく偏見や差別意識により、さらに複合的な困難を抱える場合があります。

様々な背景から困難な状況にある人の相談に的確に対応し、民間機関も含めた重層的な支援体制のもと包括的な支援につなげる取組を推進します。

【婚姻状況別高齢者(65歳以上)の貧困率】



資料：東京都立大学 阿部彩 (2024)「相対的貧困率の動向 (2022 調査 update)」
JSPS22H05098, <https://www.hinkonstat.jp/>

施策の方向①困難な問題を抱える女性への支援の充実

No.	施策の内容	担当課
87	女性相談支援員を配置して、様々な困難を抱える女性に対する相談支援を行うとともに、個々の困りごとの解決に向けた必要な支援を行います。	人権市民相談課
88	大阪府女性相談支援センター、女性自立支援施設等の関係機関との連携を深めて、適切な支援につなげます。	人権市民相談課
89	一時保護や居住支援、相談支援などを行う民間支援団体の情報を収集し、自立につながる支援に努めます。	人権市民相談課
90	分野を超えて、市民一人ひとりの抱える複雑・複合化した課題に対応する重層的支援体制を整備して、複合的な困難を抱える女性に対する支援を強化します。	地域福祉課

施策の方向②複合的に困難な状況におかれている人への支援の充実

No.	施策の内容	担当課
91	高齢者、障がい者、外国人等生活上の困難を抱える女性それぞれが抱える困難に応じて、庁内関係課が横断的に支援する体制を構築します。	生活福祉課 障がい福祉課 高齢介護課
92	生活に困窮している方に対して、生活や就労等の状況に応じた支援計画の作成などを、ワンストップ型の相談窓口で行い、自立に向けた総合的な支援を行います。	生活福祉課
93	生活困窮者、性的マイノリティ等の人権に配慮し、適切な相談対応ができるよう、職員の研修を行います。	人事課 関係各課

施策の方向③ひとり親への支援

No.	施策の内容	担当課
94	こども計画にもとづいて、支援制度の利用促進により生活の安定と子育て支援に取り組みます	子育て支援政策課
95	保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、生活基盤の安定につながるよう、母子・父子自立支援員や就労支援にかかる専門相談員の確保による相談体制の充実に努めます。	子育て支援政策課

基本方針(10)生涯を通じた健康づくりの推進

日本では、平均寿命の延伸により社会全体の年齢構成が変化するとともに、結婚・出産年齢の上昇傾向、個人のライフコースの多様化にみられる職業観や家族観も大きく変化しています。性別にかかわらず、誰もがいきいきと活躍できる社会をめざすためには、生涯にわたる健康維持は重要な課題となっています。

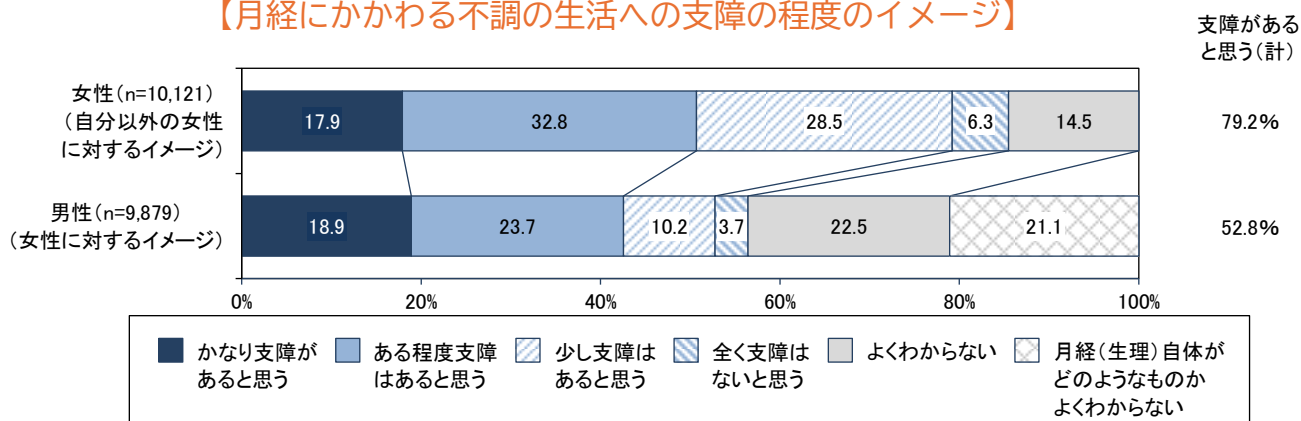
女性特有の婦人科系疾患は30～40歳代を中心とする働く世代に多く、男性特有の前立腺肥大などは50歳代以降に急増するなど、疾病や雇いやすい時期も男女で違いがあります。また、うつや不安障害などこころの健康問題は女性に多く見られますが、自殺者数は男性が女性の2倍と多いのが現状です。男性の自殺動機は、仕事や経済的な問題が多く、年齢では中高年層が多くなっています。仕事のプレッシャーや家族を養う責任感が過度になりやすく、悩みを抱えたときに周りに助けを求められず、一人で抱え込んでしまう傾向が、男性の自殺の多さにつながっているといわれています。

また、女性だけでなく男性にも加齢やストレス、男性ホルモンの減少により更年期障害の症状が起こるなど、これまで十分に認知されなかった健康問題への理解も必要です。

予期せぬ妊娠や性感染症の予防、不妊治療、産後うつなどとともに、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹⁹（性と生殖に関する健康と権利）は、男女がともに自分自身の問題として考える必要があります。男女ともに、自分自身及び互いの身体の特長・健康課題に関する正しい理解が求められています。

誰もがこころと身体の健康について必要な情報を得て、相談や治療方針などを選択できることや、人としての尊厳にかかわる性に関する自己決定への支援を推進します。

【月経にかかわる不調の生活への支障の程度のイメージ】



資料：「令和5年度男女の健康意識に関する調査」（内閣府委託調査）

¹⁹ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：自分の身体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること、そのために必要な医療やケアを受けられることなど、年齢、性別、婚姻状態などにかかわらない個人の権利を守る概念です。

施策の方向①性差とライフステージに応じた心身の健康支援

No.	施策の内容	担当課
96	男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策を推進します。	こども家庭センター 学校教育課 健康推進課
97	薬物依存、喫煙、飲酒などに関する正しい知識の普及と予防の取組を進めます。	健康推進課
98	うつ病など自殺の背景となりうる要因に対して早期に相談につながる相談体制の充実とゲートキーパー養成に取り組み、自殺予防の知識を普及します。	健康推進課
99	依存症等の精神疾患やストレスマネジメントなど心の健康に関する情報発信と相談窓口の周知を進めます。	健康推進課
100	妊娠から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図るとともに、男性に対して妊娠・出産・子育ての学習機会を提供します。	こども家庭センター

施策の方向②性と生殖に関する健康と権利の浸透

No.	施策の内容	担当課
101	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての周知を行います。	人権市民相談課 こども家庭センター

施策の方向③プレコンセプションケアの推進

No.	施策の内容	担当課
102	若者における性と健康に関する正しい知識の普及や、健康意識を高めることを目的に、思春期から若年者を対象に、妊娠・出産を含めた性に関する不安や悩みの相談支援を行います。	こども家庭センター 学校教育課
103	避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談等の相談体制を充実します。	こども家庭センター

第5章 計画の効果的な推進に向けて

1. 守口市男女共同参画推進条例にもとづく施策の推進

市の責務、市民、事業者、教育関係者の役割を明記した「守口市男女共同参画推進条例」にもとづき、本計画の基本理念と基本目標を全庁的に共有し、市民、事業者、教育関係者に対して、それぞれの役割への理解が浸透するよう、各施策について積極的に取り組んでいきます。

また、市が実施する男女共同参画施策等について苦情その他の意見があるときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。

2. 庁内体制

庁内の推進体制として、守口市男女共同参画推進連絡会議を設置し、本市における男女共同参画政策の総合的な企画及び推進を図るとともに、庁内関係部局間の総合調整を行います。また、ジェンダー平等の視点に立って、市の施策が企画立案・実施されるよう庁内の意識向上に努めます。

DV被害者等を含む困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、庁内の福祉、保健、教育、住宅、就労等の関係課による重層的かつ包括的な支援体制のもと必要な支援を行います。

3. 市民、事業所、民間支援団体等との協働と連携

男女共同参画社会の実現には、行政機関だけでなく市民や事業者、地域団体等とともに取り組むことが不可欠であることから、あらゆる機会をとらえて市民等との協働と連携を積極的に推進します。

また、困難な問題を抱える女性などへの民間支援団体による支援が有効な場合があることから、民間支援団体の活動に関する情報収集と連携に向けた取組を推進します。

4. 国・府等関係機関との連携

本計画の実効性を高めるために、国・大阪府の機関や近隣市町及び関係団体等との連携を図ります。特にDV被害者支援においては、緊急対応が必要な場合もあることから、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ大阪府女性相談センターや守口警察署との連携を強化して適切な支援を行います。

5. 計画の進行管理

計画の達成度や施策の進捗状況を把握するために、毎年度、関係課における施策の進捗状況を把握し取りまとめを行うとともに、本計画における施策の実施状況については、広く市民に公表します。

第4次計画における目標値

	指標名	直近実績 2025(令和7)年度	目標値 2035(令和17)年度
基本目標1. あらゆる分野における男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	27.7%	40%以上 60%以下
	女性のいない審議会等の割合の解消	51機関中7機関	0機関
	守口市職員の主任以上の女性割合	23.8%	職員比率を目標とする
	守口市職員の女性管理職の割合(課長級以上)	5.2%	20%
	守口市職員の女性管理職の割合(主幹級)	21.5%	35%
	自治会長の女性割合	14.0%	18%
	防災会議における女性委員の割合	24.2%	30%
基本目標2. ジェンダー平等意識の定着	「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する割合※1	(市民)61.7% (高校生)68.6%	70%以上
	守口市男女共同参画推進条例の認知度※1	26.6%	35%
	小中学生児童の自己肯定感の向上※2 ①今の自分が好き、②クラスの人役に立っていると 感じている(学期末アンケート)	① 小:74.5%・中:70.5% ② 小:63.2%・中:56.0% (R6)	5ポイント以上増加
	アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏見)の認知度※1	31.8%	40%
基本目標3. すべての人が安全で安心して暮らせる地域づくり	困難女性支援法の認知度※1	38.5%	45%
	「デートDV」という内容をある程度知っている若者の割合※1	高校生:50.4%	高校生:70%
	包括的な支援体制の関係機関によるケース支援会議の実施	—	実施
	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度※1	21.6%	30%

※1 守口市男女共同参画に関する市民意識調査・若年層意識調査(令和6年度)

※2 「めざす守口の教育」(令和6～7年度)

資料編

守口市男女共同参画審議会名簿

委員構成	氏名	所属
会長	木下みゆき	大阪大谷大学文学部日本語日本文学科特任教授
副会長	巽真理子	大阪公立大学研究推進機構ダイバーシティ研究環境研究所客員准教授
委員	仁科あゆ美	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事・本部長
委員	西田茂生	一般社団法人 ヒューマンワークアソシエーション くらしサポートセンター守口 業務管理者・主任相談支援員
委員	大井由喜子	守口市民生委員児童委員協議会 副会長
委員	行武弘江	守口市エイフボランタリーネットワーク 副会長
委員	鬼木友希	市民代表
委員	加藤淳一	市民代表
委員	光宮猛	守口市人権教育研究協議会会長 (守口市立大久保中学校校長)
委員	喜多村祐里	大阪府守口保健所副理事

(敬称略順不同)

計画策定途中で退任された委員

委員構成	氏名	所属	退任日
委員	谷掛千里	大阪府守口保健所長	2026(令和7)年3月31日

(敬称略)

男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にか

かわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）
（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

守口市男女共同参画推進条例

平成 21 年 12 月 21 日条例第 26 号

我が国では、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重と法の下での平等」の精神を礎に、男女平等の実現に向けての様々な取組がなされ、「国際婦人年」を契機に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されるなどの国際社会の動きと連動しつつ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識や慣行は、今なお根強く残っており、男女間の不平等、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が生じています。

このような状況にかんがみ、守口市では、男女が、互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、市、市民、事業者及び教育関係者が、それぞれの役割を果たし、協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境、学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の密接な関係にある者又は密接な関係にあった者に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を与える言動をいう。
- (5) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (6) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、異性に対するあらゆる暴力が根絶されること、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、学校、地域等の社会生活における活動に参画することができるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)と協働するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保及び当該活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備により、男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の役割)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を図るための教育を行うとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別及び性的指向、性自認等を理由とするあらゆる差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は異性に対する暴力的な行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たり、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市長は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、教育及び学習を通じて市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等への対応)

第13条 市長は、市民等から、男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情若しくは意見又は男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

2 市長は、前項の苦情、意見又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、第16条に規定する守口市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究等)

第14条 市長は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を男女共同参画の推進に反映させるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第16条 市に守口市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べる。

(1) 男女共同参画推進計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第13条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民等、男女共同参画に関して識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画推進計画に相当するものは、第10条(第5項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

附 則

(令和4年2月16日守口市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

守口市男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 守口市男女共同参画推進計画を踏まえ、本市における総合的な男女共同参画施策の効果的な推進を図り、もって男女の自立と社会参画を促進するため、守口市男女共同参画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策に関する関係部署との連絡調整その他当該施策の推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、次条第1項に規定する議長は、連絡会議の所掌事務の達成のために必要があるときは、自らが指名する者を連絡会議の委員とすることができる。

(議長)

第4条 連絡会議に議長を置き、議長は人権市民相談課長をもって充てる。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長は、会務を補佐する者をあらかじめ指名することができる。
- 4 会務を補佐する者は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、議事の内容により議長が指名する委員のみで開催することができる。

(部会)

第6条 連絡会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、議長が連絡会議の委員の中から指名する者で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、議長が部会に属する委員の中から指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(運営委員会)

第7条 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、議長及び部会長をもって構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて議長が招集し、これを主宰する。

(学識経験者の出席等)

第8条 連絡会議は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、会議に学識経験者又は関係職員の出席又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、人権主管課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市長室長、危機管理室長、企画財政部企画課長、総務部総務課長、市民生活部コミュニティ推進課長、市民生活部人権市民相談課長、健康福祉部地域福祉課長、こども部子育て支援政策課長、都市整備部都市・交通計画課長、環境下水道部環境対策課長、教育委員会事務局教育部教育総務課長、議会事務局課長、水道局経営総務課長

守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会設置要領

(設置)

第1条 本市における「配偶者からの暴力」被害者の支援等に資するため、守口市男女共同参画推進連絡会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会（以下「支援部会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において「配偶者からの暴力」、「被害者」及び「配偶者」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項から第3項までの規定によるものをいう。

(所掌事務)

第3条 支援部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 被害者の実態把握に関すること。
- (2) 被害者の支援等に関すること。
- (3) 「配偶者からの暴力」防止に関する情報交換、研修等に関すること。
- (4) 前各号のほか、部会委員が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 支援部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 支援部会に部会長を置き、部会長は要綱第4条第1項に規定する議長が指名する者とする。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援部会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて支援部会の委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 支援部会に、第3条の具体的事項の検討・調整のため、第4条第1項の各委員が指名する者(以下「実務者」という。)で構成する実務者会議を置く。

- 2 実務者会議の座長(以下「座長」という。)は、部会長とする。
- 3 座長は、必要に応じて実務者会議を招集する。
- 4 座長は、個別事案の関係実務者のみで実務者会議を開くことができる。
- 5 座長は、必要に応じて実務者以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援部会及び実務者会議の構成員及び出席者は、会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 支援部会及び実務者会議の庶務は、人権担当所管課が行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から改定する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から改定する。

附 則

この要領は、令和7年8月26日から改定する。

別表

市民生活部総合窓口課長、市民生活部人権市民相談課長、健康福祉部生活福祉課長、健康福祉部障がい福祉課長、健康福祉部高齢介護課長、健康福祉部保険課長、健康福祉部健康推進課長、こども部こども家庭センター長、教育委員会事務局教育部学校教育課長

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・守口市の動き (○は大阪府 ●は守口市)
1975 (昭和50)年	○国際女性年 ○第1回世界女性会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 ○第30回国連総会で1976～1985年を「国連女性の10年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議開催	
1976 (昭和51)年	○「国連女性の10年」始まる ○ILO(国際労働機関事務局)に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
1977 (昭和52)年		○「国内行動計画」策定 ○「国立女性教育会館設置」	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
1978 (昭和53)年			
1979 (昭和54)年	○「女性に対する差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」採択(12月) / 1981年9月発効		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
1980 (昭和55)年	○「国連女性の10年」中間年第2回世界女性会議開催(コペンハーゲン) ○「女性差別撤廃条約」署名式開催	○「女性差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を10%と設定
1981 (昭和56)年	○「女性差別撤廃条約」発効 ○「ILO 156号条約」(家族的責任条約)採択	○「国内行動計画後期重点目標」を発表	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
1982 (昭和57)年			○企画部に婦人政策室設置
1983 (昭和58)年			
1984 (昭和59)年		○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
1985 (昭和60)年	○「国連女性の10年」最終年第3回世界女性会議(ナイロビ)で「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女性差別撤廃条約」批准 ○「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」公布	
1986 (昭和61)年		○「男女雇用機会均等法」施行 ○企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定	○「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置
1987 (昭和62)年		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定	○婦人政策課を企画部から生活文化部に移管
1988 (昭和63)年			○審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定 ●企画調整部婦人文化室設置
1989 (平成元年)年	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校家庭科の男女共修化	●「守口市女性問題懇話会」発足

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・守口市の動き (○は大阪府 ●は守口市)
1990 (平成2)年	○「ナイロビ将来戦略」の見直し勧告		●女性問題についての意識調査実施(7月、2,000人対象)、報告(11月)
1991 (平成3)年		○新国内行動計画第1次改訂	○大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出 ○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画-女と男のジャンプ・プラン」策定 ●男女の自立をめざす守口市女性問題懇話会からの提言 ●「守口市女性施策推進連絡会議」設置(企画調整部長、関係各課長)
1992 (平成4)年		○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行	○「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 ○「大阪府女子労働対策推進計画」策定 ●女性施策推進課に変更 ●守口市女性施策推進連絡会議から「(仮称)守口市女性施策推進計画案」提出
1993 (平成5)年	○国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 ○国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択	○「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート労働法)成立・施行 ○中学校の家庭科男女共修開始	○「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 ●「守口市女性施策推進計画」策定 両性の自立と対等な参加・参画による男女共生のまち“もりぐち”
1994 (平成6)年	○国際家族年 ○国際人口・開発会議(カイロ) ○「ILOパートタイムに関する条約」及び勧告を採択	○総理府に男女共同参画室設置 ○高校の家庭科男女共修開始 ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ○「大阪府女性基金運営懇談会」設置 ○「(財)大阪府男女協働社会づくり」財団設立 ○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館
1995 (平成7)年	○国際寛容年 ○国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ○第4回世界女性会議(北京)で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の10年」始まる	○育児・介護休業法成立・施行(1999年一部施行) ○「ILO156号条約(家族的責任条約)」批准	○男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 ○女性友好のつばき実施(女性NGOフォーラム北京95派遣)
1996 (平成8)年	○貧困撲滅のための国際年 ○第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム)	○「人種差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行(母体保護法) ○「男女共同参画2000年プラン」を男女共同参画推進本部決定	○大阪女子大学に女性学研究センター開設 ○大阪府女性センター問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出
1997 (平成9)年		○男女共同参画審議会設置 ○「男女雇用機会均等法」改正(1999年全面施行) ○女子保護規定廃止を含んだ「労働基準法」改正(1999年施行) ○育児・介護休業法改正(1999年施行) ○「介護保険法」成立(2000年施行)	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)」-「新女と男のジャンプ・プラン」策定 ○「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定 ●企画調整部女性施策推進課を企画調整部企画課に改正

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・守口市の動き (○は大阪府 ●は守口市)
1998 (平成10)年			<ul style="list-style-type: none"> ○「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 ○「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置 ○「大阪府女性団体会議」を廃止し、「大阪府男女協働推進連絡会議」設置 ○「大阪府女性労働対策推進計画」策定
1999 (平成11)年		<ul style="list-style-type: none"> ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立・施行 ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表
2000 (平成12)年	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ○「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ○国連ミレニアムサミットで国連ミレニアム宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ストーカー行為等の規則等に関する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法律」成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置 ●企画調整部企画課から市民生活部人権室に所管移行
2001 (平成13)年		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立・施行(2002年一部施行) ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運動」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申 ○「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称 ○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定 ○「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称
2002 (平成14)年			<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理制度開始
2003 (平成15)年		<ul style="list-style-type: none"> ○「次世代育成支援対策推進法」成立・施行 ○「少子化社会対策基本法」成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 ○「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更 ●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2004 (平成16)年		<ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待防止等に関する法律」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正・施行 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針」策定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ○育児・介護休業法改正(2005年施行) ○児童福祉法改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○(財)大阪府男女共同参画推進財団が「新・10年プラン～創造から成熟の10年へー男女共同参画社会をめざして～」策定 ●「市民意識調査報告書」公表 ●「守口市男女共同参画懇話会」設置

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・守口市の動き (○は大阪府 ●は守口市)
2005 (平成 17)年	○国連「北京+10」世界閣僚級会合（第 49 回国連女性の地位委員会）（ニューヨーク）	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ○男女共同参画基本計画（第 2 次）策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●守口市男女共同参画懇話会から「男女共同参画社会の実現に向けての提言」 ●「守口市次世代育成支援行動計画」策定
2006 (平成 18)年		○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ○男女雇用機会均等法改正（2007 年施行）	○「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定 ●「守口市男女共同参画推進計画」策定
2007 (平成 19)年		○パートタイム労働法の改正（2007 年一部施行 2008 年施行） ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法改正）・（2008 年施行） ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置
2008 (平成 20)年		○「女性の参加加速プログラム」 ○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正（2009 年施行 他）	○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設
2009 (平成 21)年	○女性差別撤廃委員会 女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 ○第 6 回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解	○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「育児・介護休業法」の改正（2010 年施行 他）	○「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ○男女共同参画にかかる府民意識調査 ●「守口市男女共同参画推進条例」公布（平 22.4 施行）
2010 (平成 22)年	○国連「北京+15」世界閣僚級会合（第 54 回国連婦人の地位委員会）（ニューヨークの国連本部）	○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	●「守口市男女共同参画審議会」設置 ●「守口市次世代育成支援後期行動計画」策定 ●守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会発足
2011 (平成 23)年	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足		○「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定 ●守口市男女共同参画審議会「守口市男女共同参画推進計画改定に向けた基本的な考え方について」答申 ●「改定 守口市男女共同参画推進計画」策定
2012 (平成 24)年	○第 56 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択 ○「第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」（ラオス ビエンチャン）	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～』策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・守口市の動き (○は大阪府 ●は守口市)
2013 (平成 25)年		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(2014年施行)	
2014 (平成 26)年	○第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	○男女共同参画にかかる府民意識調査 ●「守口市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015 (平成 27)年	○第 59 回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 ○国連総会「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	○OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ○大阪府男女共同参画審議会「大阪府における新たな男女共同参画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ●「守口市子ども・子育て支援事業計画」策定 ●「守口市男女共同参画に関する若年層意識調査」実施 ●「守口市男女共同参画に関する事業所実態調査」実施
2016 (平成 28)年	○国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が日本政府に再勧告	○「育児・介護休業法」改正(2017年施行) ○「男女雇用機会均等法」改正(2017年施行)	○「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定 ●守口市男女共同参画審議会「第 3 次守口市男女共同参画推進計画の策定にあたっての考え方について」答申 ●「第 3 次守口市男女共同参画推進計画」策定
2017 (平成 29)年	○第 1 回 G7 男女共同参画担当大臣会合(イタリア)開催		○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定
2018 (平成 30)年		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定	
2019 (令和元)年	○W20 日本開催(第 5 回 WAW!と同時開催)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	○「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行
2020 (令和 2)年	○OECD ジェンダー主流化作業部会初会合 ○国連「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」 ○W20 サミット(サウジアラビア)	○DV 相談+ (プラス) 開始 ○「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始 ○「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
2021 (令和 3)年	○「ジェンダー平等をめざす全ての世代フォーラム」(メキシコ、フランス) ○G20 女性活躍担当大臣会合初会合	○人生 100 年時代の結婚と家族に関する研究会開催 ○コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書	○「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定 ●守口市男女共同参画審議会「第 3 次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)の策定にあたっての考え方について」答申 ●「第 3 次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)」策定 ●「LGBT 相談」開設

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・守口市の動き (○は大阪府 ●は守口市)
2022 (令和4)年		<ul style="list-style-type: none"> ○「民法」改正 ○「AV出演被害防止・救済法」施行 ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」策定 ○「おおさか男性の性被害」電話相談開設 ●守口市男女共同参画審議会「守口市男女共同参画推進条例改正にあたっての考え方について」答申 ●「守口市男女共同参画推進条例」改正
2023 (令和5)年	○G7男女共同参画担当大臣会合(日本)	<ul style="list-style-type: none"> ○性犯罪・性暴力対策強化(痴漢撲滅政策パッケージ、こども・若者の性被害防止緊急対策パッケージ) ○「DV防止法」改正(保護命令制度の拡充) ○「刑法」等改正(不同意性交罪、性交同意年齢引上げ、公訴時効延長、若年者への懐柔罪、撮影罪等性犯罪規定の改正) ○「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」施行 	
2024 (令和6)年	<ul style="list-style-type: none"> ○女性差別撤廃委員会 女性差別撤廃条約実施状況第9回報告審議 ○第9回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解 ○G7男女共同参画担当大臣会合(イタリア) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ○「育児・介護休業法」の改正(子の看護休暇の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定 ○男女共同参画にかかる府民意識調査 ●人権市民相談課に変更 ●女性相談支援員による相談対応開始 ●「守口市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ●「守口市男女共同参画に関する若年層意識調査」実施 ●「守口市男女共同参画に関する事業所実態調査」実施
2025 (令和7)年		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ○「男女共同参画社会基本法」改正 ○「DV防止法」改正(接近禁止命令等の禁止行為の追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「守口市子ども計画」策定
2026 (令和8)年		○「第6次男女共同参画基本計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ○「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」策定 ●守口市男女共同参画審議会「第4次守口市男女共同参画推進計画策定にあたっての考え方について」答申 ●「第4次守口市男女共同参画推進計画」策定

第4次守口市男女共同参画推進計画

2026（令和8）年2月

発行 守口市

編集 守口市市民生活部人権市民相談課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

TEL 06-6992-1512 FAX 06-6998-3603